

平成25年第2回竜王町議会定例会（第3号）

平成25年6月17日

午前9時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（第3日）

日程第 1 一般質問

2 追 加 議 事 日 程

追加日程第 1 議第51号 竜王町職員の給与の特例に関する条例

一 般 質 問

- 1 「滋賀県流域治水の推進に関する条例」の制定に向けた竜王町の
対応について…………… 小森重剛議員
- 2 地域ブランド「竜王」の育成について…………… 山田義明議員
- 3 忠魂碑の大木伐採について…………… 竹山兵司議員
- 4 給食センターの改築等について…………… 竹山兵司議員
- 5 スマホを使った情報発信について…………… 貴多正幸議員
- 6 オフィスでバランスボールの活用を…………… 貴多正幸議員
- 7 震災時の水道水確保について…………… 菱田三男議員
- 8 流域治水とまちづくりについて…………… 内山英作議員
- 9 竜王町まちづくり基本条例（自治基本条例）の制定について…… 内山英作議員
- 10 民間活力の進展に伴う、竜王インターチェンジ及び周辺道路等の
将来構想について…………… 松浦 博議員
- 11 町の環境基本条例制定に向けての取り組みとその後の経過につい
て…………… 古株克彦議員
- 12 竜王町の都市計画について…………… 西村公作議員

3 会議に出席した議員（11名）

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 小森重剛 | 2番 | 竹山兵司 |
| 4番 | 岡山富男 | 5番 | 山田義明 |
| 6番 | 内山英作 | 7番 | 貴多正幸 |
| 8番 | 古株克彦 | 9番 | 松浦博 |
| 10番 | 西村公作 | 11番 | 菱田三男 |
| 12番 | 蔵口嘉寿男 | | |

4 会議に欠席した議員（1名）

3番 若井敏子

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

| | | | |
|----------------------|-------|--------|-------|
| 町長 | 竹山秀雄 | 副町長 | 川部治夫 |
| 教育長 | 岡谷ふさ子 | 会計管理者 | 赤佐九彦 |
| 総務政策主監 | 福山忠雄 | 住民福祉主監 | 松瀬徳之助 |
| 産業建設主監 | 村井耕一 | 総務課長 | 奥浩市 |
| 政策推進課長 | 杼木栄司 | 生活安全課長 | 井口清幸 |
| 住民税務課長 | 犬井教子 | 健康推進課長 | 嶋林さちこ |
| 産業振興課長兼 農業委員会事務局長 | 井口和人 | 建設計画課長 | 竹内修 |
| 工業団地推進課長 | 尾崎康人 | 教育次長 | 山添登代一 |
| 学務課長 | 市田太芽男 | 生涯学習課長 | 田邊正俊 |

6 職務のため議場に出席した者

| | | | |
|--------|------|----|-------|
| 議会事務局長 | 若井政彦 | 書記 | 白井由美子 |
|--------|------|----|-------|

開議 午前9時00分

○議長（蔵口嘉寿男） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は、11人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成25年第2回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第1 一般質問を行います。

質問及び答弁は、簡単明瞭に要旨のみ願います。発言通告書が先に提出されておりますので、これに従い質問願います。

それでは、1番、小森重剛議員。

○1番（小森重剛） 平成25年第2回定例会一般質問、1番、小森重剛。

私は滋賀県流域治水の推進に関する条例の制定に向けた竜王町の対応について質問いたします。

平成24年3月に滋賀県流域治水基本方針が策定され、また同年9月には地先の安全度マップを公表、今年9月の滋賀県議会定例会に滋賀県流域治水の推進に関する条例案が上程されようとしています。

昨年の第2回定例会において質問しましたが、滋賀県流域治水基本方針に基づき、条例制定に向けた動きがなされています。この条例の骨子案で、一例を挙げれば、3m以上の浸水危険区域を定め、約1,200戸を対象として新築や増改築に規制がかかり、かさ上げが必要との新聞報道がされています。

遅々として進まない日野川抜本改修にあつて、我々日野川沿川の各集落では日野川改修促進協議会を組織し、一日も早い河川改修を望み活動を進めていますが、現在の進捗状況を見る限り、いつ洪水の不安がなくなり安心して生活できる日々が来るのか、見当もつかない現状に置かれています。

そこで、まず県の条例骨子案、支援制度案について関係各市町長と市町担当者に説明会が開催されたと聞いていますが、説明を受けた概要と対応方及び竜王町として所管する担当課名と各課の分掌業務について伺います。

また、関係する市長においては、それぞれ条例制定に向けての意見、コメントを発表されていますが、竜王町の首長として条例制定に対する見解、意見及び今

後の対応について町長に伺います。

○議長（蔵口嘉寿男） 竹内建設計画課長。

○建設計画課長（竹内 修） 小森重剛議員の「滋賀県流域治水の推進に関する条例の制定に向けた竜王町の対応について」の御質問にお答えいたします。

滋賀県流域治水の推進に関する条例の骨子案に係る市町担当者説明会が5月17日に開催されました。

この会議で受けた説明の要点ですが、県からは、条例は流域治水基本方針の実効性を確保するために制定し、浸水被害から県民の生命、身体及び財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現を目指すものと説明を受けました。主な内容といたしましては、条例には知事が管理する河川の整備は引き続き計画的かつ効果的に推進することを位置づけるとの説明がありました。

また、建築物の建築の制限に関しては、浸水が発生した場合に生命または身体に著しい被害を生ずるおそれのある区域では、既存の建築基準法の制度を活用し、安心して暮らすことができるよう、住宅や社会福祉施設等の新築・改築・増築時には知事の許可制度を新設するとする説明を受けました。

このことにより、町としての対応ですが、県からの説明を受け、現在町関係者にて条例骨子案及び支援制度案の内容の詳細確認をしているところです。特に、建築物の建築制限については竜王町のまちづくり計画とも密接に関係するため、適宜県へ内容の確認を行い、精査をしているところです。

竜王町の所管担当課、事務分掌ですが、開発及び建築確認申請窓口、都市計画、竜王町の管理河川については建設計画課、水防・防災（避難勧告やハザードマップ）については生活安全課としております。

竜王町としての条例制定に対する見解、意見及び今後の対応ですが、治水施設の能力を超える洪水が発生した場合の被害予測は、地先の安全度マップにより明らかにされました。竜王町としては被害予測内容を踏まえ、あらゆる手段を講じて被害回避の対応を図っていく必要があると考えております。この点においては、流域治水基本方針の実効性を確保するとする本条例の制度は必要であると考えております。

しかし、日野川など一級河川の整備促進、建築物の建築の制限に関する事項は竜王町のまちづくり計画と密接に関連することから、内容を詳細に確認し対応していく必要があると考えています。

特に、建築物の建築の制限に関する事項では、店舗や工場の建築に関しては何ら制限はないものの、住宅や社会福祉施設等の建築に関しては安心して暮らすことができるための許可制度が新設されること、また既存住宅の建てかえ時には支援制度が準備されることなど新たな制度構築を提案されていることから、今月末に県から日野川沿川8集落への直接地元住民に説明をいただく機会を設けていく段取りを進めながら、きめ細やかな対応を求めているところです。引き続き県に対して条例骨子案及び支援制度案の内容の詳細確認を行う中で、竜王町としての対応を判断してまいりたいと考えております。

以上、小森議員への回答といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 小森重剛議員の「滋賀県流域治水の推進に関する条例の制定に向けた竜王町の対応について」の御質問にお答えいたします。

まず、県は流域治水を次のように定義されています。

どのような洪水があっても、1、人命が失われることを避け、最優先ということであります。2、生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助、公助、共助が一体となって、川の中の対策に加えて川の外の対策を総合的に進めていく治水とうたっておられます。

この中で、人命が最優先のもと、川の中の対策を重視するという表現はそのとおりだと思っておりますし、最近の異常気象から想像以上の降雨となり甚大な被害が発生している実態により、川の中の対策に加えて、川の外の対策を合わせた流域治水とする県の考え方には理解できるものがあると思っております。

川の中の対策を「流す」、これは河道内で洪水を安全に流下させる対策等であります、とし、川の外の対策を「ためる」、これは流域貯留対策、「とどめる」、氾濫原減災対策ということであります。「そなえる」、地域防災力の向上対策ということであります、とされ、それぞれ具体的な取り組み項目を示されているところであります。

一方、県は100年確率、200年確率での浸水度マップを作成されていますが、公表につきましては、竜王町の住民の皆様にご危険度を知っていただく意味と避難に役立てていただく意味もあわせ、本町として公表していただいて可なる返事をしたところであります。

本町を流れる日野川につきましては、蛇行を繰り返し、合流する祖父川、善光寺川ともに典型的な天井川の様相であり、一度決壊となりますならば、自然輪中

の地形から、水が引くに相当な時間がかかるという極めて特異な本町の地形であります。昨年度より3市2町での構成によります日野川改修期成同盟会の会長を仰せつかっておりまして、就任後すぐに国土交通省へ改修予算要望に伺ったところであります。何よりも流下量をふやすことが大優先であり、次には本町内にて特に危険度が高くなっている中州発生のところや堤防が侵食されているところ等は、応急の対策をとっていただくこととあわせて対応していかねばならないと認識いたしております。

なお、流域治水につきましては、本町の特異性と日野川流域周辺自治体の皆様の心配される面とで、県に直接説明を求めたところであります。県下の自治体の中では私が初めて申し上げたこととあります。県からは、いつでも寄せていただきますとの返事をもってしておりますので、現在日程調整に入らせていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、安心・安全なまちづくりから、町としても地元の皆様とともに行動させていただくことをお約束申し上げ、お答えとさせていただきます。

以上、小森議員への回答とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 1番、小森重剛議員。

**○1番（小森重剛）** 回答いただきましたけど、再質問させていただきます。

たちまち去年の3月、滋賀県流域治水基本方針を策定され、発表されました。また9月には地先の安全度マップが公表されました。これも今町長からの答弁もありましたように、公表は竜王町はオーケーしますよということで回答をしたと。そして、もう今聞いておるところでこの間、彦根市がオーケーを出して、八幡だけがまだというようなことをちょっと聞いておりますけれども、果たして公表をオーケーさせましたよ、また流域治水の基本方針、これについては県が策定された。けれども、されど県は策定されたけど、それでは竜王町として、県がこういう基本方針を策定されましたよという周知はいつされたのか、どのようにしてこうとされておるのか。また、安全度マップについても、やっぱり公表オーケーと言った以上は各住民に周知徹底を図るべきではないのかなと。この周知徹底方法がまだいまだに周知徹底されたということが見えてこないということが1点。

それと、これは私の感覚なんですけれども、遅々として進まない河川の抜本改修、これについていろんな話が飛び交っております。これは逆に言えば、本来川の中の対策が先ほども町長なり課長からも答弁ありましたように、当然川の中の

対策が第1番だと、最優先であると私は考えておる。それがいかなる理由でなかなか進まないという条件下のもとに、どうも県は抜本改修が進まないのも矛盾を変えて外の対策に方向転換をさせようというような魂胆が見受けられて、私個人の考えですけれども見えて仕方がないということで、このことについても町として県に対してどのように質問されて、どのようにやっぱり強く詰めていっておられるのか、これについてもお伺いをしたい。

それともう1点、竜王町の防災計画の見直し、今一生懸命やっけていただいております。この中で県の基本方針なり、また制定されようとしている条例を飲み込んだ改正をされようとしておられるのか、その辺の3点についてお伺いします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹内建設計画課長。

**○建設計画課長（竹内 修）** 小森重剛議員の再質問にお答えをいたします。

まず、私のほうからは二つ目の川の中の整備が最優先して、この今回の条例の対策がすりかえではないかという御質問であったかと思いますが、安全度マップにつきましてもは昨年公表されておりますが、まず住民の皆様方に生命、財産を守るという視点が急激な豪雨による対策としては、まず皆さんに周知することが必要であり、逃げるということが加えて安全度マップの公表の目標に掲げられているところでございます。

地先における河川などの氾濫や浸水の可能性を示した安全度マップであり、この情報を共有するとともに、命を守るための避難行動や住まいの仕方につなげてもらうための対策として安全度マップが示されたものと町としては解釈しているところでございます。

二つ目の質問に対する回答とさせていただきます。

つけ加えて説明させていただきます。

川の中の対策としては、今日まで局地的な集中豪雨が頻繁に発生することや水害や災害が多く発生しておりますが、滋賀県では河川ごとに今後の20年程度の目標とする計画を設定され、さまざまな手法で事業を進めていただいておりますが、この流すという対策に加えまして、今後の住民の住まいに対する対策もあわせまして支援をしていくという2本立ての対策として創設し、条例制定に向けた骨子案が示されたものと考えております。

以上で、再質問の追加の答弁とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 井口生活安全課長。

**○生活安全課長（井口清幸）** 小森重剛議員様の再質問につきまして御説明をさせ



ていただきます。

まず、地先の安全度マップその他今の公表の関係でございますが、これにつきましては、平成24年10月に滋賀県流域治水基本方針が公表されまして、それに合わせまして地先の安全度マップが公表されております。それで今後の公表の関係でございますが、ちょっと3番の要は防災計画との関連もございますけれども、現在さきの全協でも報告いたしましたように、現在アセスメントの調査を実施をしております、その中で今回水防法に基づきます洪水マップということで、洪水想定区域図、それから今申し上げました地先の安全度マップ、そういうものを加味をしながら現在防災計画のアセス結果に基づいて今年度策定をしておりますということでございます。

特に避難という分につきましては、大体避難圏域を2kmという範囲で設けております。ソフト面ということで、これにつきましては人間が1時間に2kmもしくは4kmということで想定をしながら、そうした計画を定めていきます。今後の流域治水の今の条例の関連とそれから町の防災計画につきましては大いに関連がございますので、今年度の中でいろんな会議を踏まえながら策定をしたいと思います。

以上でございます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 小森議員さんの再質問にお答えいたします。

日野川改修が進んでいない、なかなか竜王町まで来ていただくに時間、日数、年数がかかるまどろっこしい思いをいたしております。そういった中で、予算も当初10億円ついていたものが最近では減額になっております。実態はそういうことでありますけれども、国への要望をしっかりと行い、そして県に日野川はやはり危険な川、最近の降雨の状態から避難判断水位を超えている実態でありますので、特に竜王町はそれ以上に難しい様相の先ほど申し上げました地形にあるわけであります。こういったことをしっかりとまた伝えて県にも理解をいただいて、県が本腰をやっぱり入れてくれないとかみ合わないと言議員さんおっしゃるとおりでありますので、そのあたりが私の次の責任になってくるのではないかなというぐあいに思います。

それと、直接県に説明を求めました。今度日野川周辺の集落の皆さんで竜王町の改修促進協議会というんですか、そこで説明をしていただきます。私はほかの用事でちょっと失礼をさせていただきますけれども、皆さんからこの流域治水の基

本方針、そしてまた竜王町の実態、そして今までの取り組み等を協議、懇談いただきました。その中からまたお互いに理解をし合えるような場にしていただけたらというぐあいに思います。そのことをあわせて先ほど課長がお答え申し上げました防災計画にしっかりと盛り込んでいかないといけないのではないかなという思いでもおります。

私は今度7月に国、県への要望に参りますけども、そういった中でもしっかりと伝え、皆さんの希望、思いはもう安心・安全、この一言でありますので、こういった面での取り組みを強くさせていただきたいというぐあいに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 福山総務政策主監。

○総務政策主監（福山忠雄） 小森議員の地先の安全マップ等の公表に関してどのように竜王町内の住民の方に説明していくのかという御質問ですけれども、この5月の17日に、先ほども説明させていただきましたように市町の担当者の説明会がございました。これを受けまして町長より指示ということで、直接関係する日野川沿川の8集落の皆様につきましては、現在日程調整をする中で県の担当者を招聘して説明会をさせていただくということがまず1点でございます。

また、それ以外につきましても、今現在県のほうの骨子の説明がそれぞれの市町でこれから進められようとしておりますので、竜王町との施策との関連もございまして調整しながら、今年度において防災会議また水防会議等もございまして、各区長さん等にも説明会をこの内容についての説明をさせていただきたいということで今現在調整をさせていただいておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（蔵口嘉寿男） 1番、小森重剛議員。

○1番（小森重剛） るる回答をいただきましたが、とにかく県が策定されたんですからね、やっぱり基本方針として策定された以上は、やっぱり早く皆さんに住民にきめ細かな説明をしてせんと、これを撤回しろという意味ではないんですけどね、やっぱりもう策定をされたんやったら一日でも早く住民さんに知らせるべきやと思うのでね、早急にその対策をお願いしますわ。

それと防災計画の見直しの中身ですけどね、住民の避難経路とか避難場所につ

いてはいろいろ検討しておると。それともう1点は、課長の口からこれが聞きたかったんですけども、初期水防体制にかかわる水防倉庫の設置というのを過去から何回も出ておるわけですね。逆に鶴川とそしてこの防災センターとが水防倉庫で災害に対する備蓄なりする倉庫という形でとられとる形があるんですけども、たちまちに一番沿川で浸水しやすいところにこの計画がないということが我々その沿川に住む者としては一番に危惧しておるところですので、これについては防災計画の見直しの中に必ず入れていただくようお願いをしたいと思います。

それでは、再々質問もう少しお伺いします。

基本方針の実効性確保のためにということで土地、家屋を建てようとする市街化を図るためには市街化区域への編入、これについても危険地域については編入をさせませんよと、また、人的被害が起こるおそれがある区域においては、建築基準法において建築規制をかけますよと、ましてやそれに違反すれば罰則を与えますよというような条項が盛り込まれると聞いております。

これについては、竜王町としては、過去にも言いましたように地区計画を策定し、新家なりを建ててどんどん人口ふやしていきましょうよと言うておるのに、あの真っ赤っ赤の地図を見させてもろたときに、その中で市街化区域には編入を禁止しますよ、また増改築、新築、当然建築基準法に照らし合わせて3m以上のかさ上げをしなければ絶対そういうことはできませんよということ、それにプラスかさ上げしていただければ県は補助金を出しますよと、県が2分の1、市町が4分の1、個人が4分の1ということでやる。まるっきり県が100%の補助を出してやるんだったら話はわかるんですけども、いずれにしても受益者が4分の1という新たな負担が発生してくるということ。せっかく新家を建てたろうと思ってるのにかさ上げせなんだら建てられへんと、ほんならもうかさ上げの要らんとこへ建てたらいいやないかというような短絡的な発想になることをとめなければならぬのに、これ、そのように推奨しとるような形になつとる。これについても、やはり条例化される中には、やはりこれは断固として反対をしていただかなければね、竜王町の目的としておることが達成できませんよ、これについては。

それとこれは余談になるんですけどね、弓削なり西横関のあれは二百石かな、あそこでも常に皆輪中地帯になつとるもんで、自然に内水がだんだん蓄積をされたまってきた浸水するという現象のところですよ。

これについては過去30年ほどになりますかね、早く日野川が水を飲み込んでくれないようになった時点でポンプを据えて、ポンプアップで内水を減らそうと

というような過去に提案もされたことがあるんです。これについても、ただ今の中  
やったらためる、田んぼにためる。弓削地先、信濃地先においては田んぼであつ  
て田んぼでないですよ、宅地なんですよ、あそこら辺は。それをためる、いか  
にもまことらしいためるといふような言葉を使つて言う。ためるのは、おまえら  
水につかっとけといふ意味ですよ、裏を返せば。その辺をやっぱりきつちりと検  
討して調査して、やはり竜王町が掲げる地区計画を立てて、建物をふやし、また  
工場も建てて誘致していこうといふ中身、もうこんなもん発表されて危険地域に  
なれば、工場一つすら来てくれませんかよ。こんなもんもろ手を挙げて賛成します、  
県さんええことやってくれはりますね、やってくださいなことは間違つても言  
つてほしくないところですのでね、これは十分に検討をしていただきたいなど。

この地区計画等々の絡みについてどのようにお考えかをお聞きして再々質問に  
します。

○議長（蔵口嘉寿男） 竹内建設計画課長。

○建設計画課長（竹内 修） 小森重剛議員の再々質問についてお答えをいたしま  
す。

今回骨子案の中で建築の制限の考え方と支援制度の提案がございますが、この  
中で住民負担が4分の1出てくるという御指摘でございます。この部分につきま  
しては、県に今後意見を述べていきたいといふように考えております。

また、地区計画に関する考え方でございますけれども、竜王町は第五次総合計  
画の中で地区計画を推進していく立場でございます。であります。まず浸水に  
ついては、やはり生命、財産を守る、住宅については今現在浸水するところにつ  
いてのかさ上げ等については必要でございますし、またこの避難をする場所を設  
置していくという町としての今後の課題も持っていくものでございますので、こ  
のことも十分関係課と協議をする中で、県のほうに意見を申し述べていきたいと  
考えております。

増改築については、住居に対するところについては制限があるわけですが、工  
場や店舗については罰則規定とかそういうようなものはないといふように説明会  
では聞いております。

以上、回答とさせていただきます。

追加で答弁させていただきます。

地区計画につきましては、竜王町が条例を定めて推進する分でございますので、  
この分につきましても竜王町としての考え方をまとめまして、地区計画をどのよ

うにこの県の条例とどのようにマッチさせていくかについては今後の検討課題とさせていただきます。

以上、質問の回答にさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 5番、山田義明議員。

**○5番（山田義明）** 平成25年第2回定例会一般質問。5番、山田義明。

地域ブランド「竜王」の育成について。

私たちのまち竜王町は、一昔前は京阪神の方々にスケートのまちとして知られ、現在はインターチェンジやアウトレットのまちとして特定の施設によって知られていますが、まちの地場からの発信が少なく地域力が足りないのが現状です。

人口増を目指す総合計画の取り組みで持続可能なまちを目指すなら、各基本施策での向上を図るために、産業はもとより健康や教育、文化、福祉等、日常業務において竜王方式を庁内で意識づけて実行しない限り、このまちの生き残りは図れないと思います。特にオンリーワンやナンバーワンを目指し進めることが必要ですし、これらの成果で地域の力を向上しなくてはなりません。そして、ほかのまちとの競争意識なくしては民間同様に淘汰の運命が待ち受けています。

最近では、ゆるキャラなどでの地域のブランド力アップもされていますが、地域の産業や教育、文化等の資源をフル活用することが、このまちの持続的な発展へとつなげるものと確信しています。町内にはすぐれたものがたくさんありますが、結びつきが希薄なので、まちのイメージの高揚がなく、竜王という名の総合的な地域ブランドとなっていません。

つきましては、当町の基本施策の取り組みにおいて、事業の集大成としての地域ブランド「竜王」の育成についての取り組みを伺います。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 杼木政策推進課長。

**○政策推進課長（杼木栄司）** 山田義明議員の「地域ブランド『竜王』の育成について」の御質問にお答えいたします。

地域ブランドとは、地域には風土、食、特産品、産業など地域ならではの資源がありますが、こうした要素に付加価値をつけ、他地域との差別化を図り、このことにより町民の自信と誇りを育むだけでなく、まちを訪れる旅行者や消費者等、町外の方から高く評価をいただくものと考えております。

全国の多くの自治体では、地域の振興や活性化に向けた打開策として、ゆるキャラやB級グルメなどをキーワードとして地域ブランドの確立にあらゆる仕掛けに苦心されている状況であると存じます。

当町では、まちの活性化に「土産土法」をキーワードとし、地域の素材を利用し、その土地に根づく技法、手法を使って付加価値をつけ、業種を超えた組み合わせが実現できれば、まちの活性化に大いにつながるものと考えております。こうした素材や資源が豊富にあり、こうしたものを竜王らしく組み合わせることで竜王ブランドにつながるものと考えております。

まちではこれまで緑と文化のまちを根幹的な理念に、先人の方々の御努力と町民の皆様の御理解に支えられ、魅力にあふれるまちづくりに向け、さまざまな取り組みを進めてきたところであり、その積み重ねの中から、豊かな自然環境だけでなく、人、事業者の営みの中で、昔のよさが残されながらも農・商・工のバランスのとれた発展を遂げてまいったところと認識しております。

こうした営みとまちづくりが相まって地域ブランドにつながるものと存じますが、持続可能なまちを目指すまちづくりの指針である第五次竜王町総合計画においても基本施策に加え、まちをきらめかせる取り組みとして五つの重点プロジェクトを掲げ、各施策の充実と実行を進めているところであります。

これまでの施策の中で、ブランドに通じるきらりと光る施策について幾つか例を申し上げたいと存じます。

行政施策の中では、竜王産食材を多用した自慢の学校給食、児童・生徒虫歯数が県内一少ない取り組み、英語スピーチ大会を初めとした英語教育の充実、全学級で35人以下学級を実施した先進的な取り組み、充実した発達支援センター、定住促進に向けた住宅リフォーム制度がございます。

また、町内の皆様の営みとして、業界における優良企業の集積が図られているまち、住民の安全・安心なまちづくりとして、189名の方で組織する消防団の活動や自治会組織における自主防災組織の取り組み、1年を通じて果樹等、食を楽しむアグリパーク竜王、今や海外輸出まで行われるようになった近江牛の主産地としての畜産、生き生き活動されている竜王町青年団の活動など、さまざまございます。

こうしたさまざまな取り組みが住みやすいまち、活力のあるまちへとつながるものと存じますが、それぞれの施策は高い評価をいただいていると思いますが、竜王ブランドまでには結びついていないのではと感じております。そのためには議員御指摘のように職員一人一人の意識づけが大切であり、これらに関連づけ、竜王としてより強く皆さんに認識いただけるように、仕掛け等の創意と工夫に加え、こうした取り組みを横断的に連携させた情報発信に努めてまいります。

竜王ブランドとしての確立によって、まちの存在感を大きく内外にアピールし、住んでよかった、住んでみたいと感じていただけることが人口増、定住促進につながることを考えております。今後におきましても、より魅力あるまちとして発展するための努力を最大限図ることが大切と考え、その認識と連携にさらなる努力をしてまいりますので、今後におきましても議員各位の御指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上、山田議員への回答といたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 5番、山田義明議員。

○5番（山田義明） いろいろと細かく返答いただきまして、竜王のよさを言っていたところでございますが、最後のほうにも言われてたように、いわゆる地域ブランド、竜王というのはどちらかといえば、ちょっとはっきりと発信されていないということで、それなら創意工夫等も入れてやっていくという話もございました。

私も一生懸命職員の皆さんがやっておられる姿勢にはありがたく思っておるんですけれども、一応この総合計画におきまして基本施策が48あるわけでございます。この件につきましても、いろんな目標を掲げられてやっておられるはずでございます。なかなか職場のほうを見させてもらいますと、そういった基本施策に対する目標管理というかそういったものが、じゃあ今現状はどうなのかという表示が本来ですと、民間ですと売り上げが今どんだけ上がってるとかいう表示もあるんですけれども、そういったものもないもので、確かにそのことにつきまして一生懸命やっておられるのはわかるけれども、見える管理ということがされていないという面が非常に残念でございます。

そういったことで、職員さんだけでやるのが基本施策じゃなしに、いわゆる民間、いわゆる町民の皆さんと一緒にやって初めてそういった物事なんて成り立つわけでございます。ついては、いわゆる見える管理がどういう格好でされているのか、あるいはまた創意工夫はどのようにこれから構築されていくのかね、そういったことについてお伺いしたいです。

以上でございます。

○議長（蔵口嘉寿男） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 山田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

総合計画の策定に当たりましては、今申し上げられたような形での進行管理ができるような形で、主なものについて数値目標を持ちながら現在進めておるとこ

ろでございます。

仰せのとおり進行管理を徹底をしていくということが大変大事でございますので、本年度、3年目を迎えてきます。そういった3年目を一つの節目として、一旦そういった進行管理も正式に数値的な管理等にも努めてまいりたいと思います。

なお、住民サービスにかかわってくる施策でございます。ブランドにつながるもの、また一般的なサービス部門、いろいろございますが、そういった中からも一つブランド竜王ということで誇りが持てるようなブランドにつながるようなものにつきましても、情報発信等そういった分野で努めてまいりたいと思います。3年目を迎える中での一定中間管理をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

再質問の創意工夫についてお答えを申し上げます。

総合計画の実践につきましては、町長はいつもこの冊子を片手に持ちながら机の上に置きながら仕事を進めよというような形で、強く職員に対して指導をされているところでございます。このまちのまちづくりの大きな目標につきましても、各職場でそれぞれの工夫をしながら情報発信も含めて日々努力をさせてもらっておるところでございます。そういった意識づけをしながらさせてもらっているということで、私どものほうは一定管理をさせていただいているところでございます。

以上です。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 5番、山田義明議員。

**○5番（山田義明）** 今も職場のほうで総合計画の冊子を片手に仕事をやっていただきたいということで町長命令で出てるということでございますが、創意工夫と言ったかて、やっぱりいろいろとやり方があると思います。特に職員さんについては、職員教育というか、そういった仕事の教育で創意工夫をどういう格好で展開するかとかいう意味では、ただ単に創意工夫しなさいよと言うだけでは、やっぱり問題あるんじゃないかなと。そういう意味では、教育ということについてのどのような研修計画とかそういったことを私聞きたかったんですけども、そういったものがなかったの、その件についてもどういった計画があるのかなということを知りたいです。

それから、いろいろと述べられた中でも、この6月の町の広報でございます。これにも非常にごみの各集落別の収集量かなり出たんですが、ある集落においては極端に低いということは、やっぱりこういったせつかくデータを集められた限



りは、やっぱりそれはそれで右へ倣えというか模範にさせていただいてね、それがまた新しい竜王の竜王方式というかそういった方向で資源の活用ができるんじゃないかと思うし、ごみの減量も取り組めるというふうに私は思うんですよ。そういった意味では、何かここにいっぱい資源の山があるように思うんですよ。そういった意味では、この施策においても、もうちょっと日ごろミーティング等にも入れてもらって日々それにやってもらいたいと思うんですが、まず研修計画についてはどういうように取り組むか、お聞きしたいと思います。

○議長（蔵口嘉寿男） 川部副町長。

○副町長（川部治夫） ただいま山田議員さんのほうから特に地域ブランドにかかわって、特に第五次総合計画の中で進行管理で特に創意工夫を職員の中でやり出していけという中で教育を含めてどうするかというお話をいただいておりますけど、御案内のとおり今回いろんな形で私ども町民の皆さんに信頼を含めて信用を失墜させた事件もございましたことから、今改めて職員が丸となって、もう一度原点に戻りながら、当然でございますけど仕事の進行管理をさせてもらうと同時に、あわせて、やはり違った目でということで考えておる中では、できたら職員を町内の企業への研修、外へ出るということも踏まえて、そういう観点からも取り入れながら、中だけではなくしてそういう民間の中へ入って行って、そういう中での取り入れながらですね、特にやっぱり先ほどお話ありましたように、それぞれやっぱり今個々の職員といいますか、仕事をしてもらっておるわけですけど、なかなか広がりを含めて課内の共通認識がなかなかできてないということがございますので、やはり今桴木課長も申し上げましたように、今回の総合計画、3年次の中間年の見直しに当たっては、再度もう一度職場対応も含めて全体的な議論の中で新たに見直しとあわせて、その中でもう一度職場でもう一度全部一遍共通の課題を出して新たな展開をしていく発想を含めてしていきたい、こう思っておりますので、教育は当然でございますけど、ひとつそういう意味で今後進めてまいりたいと、こう思っております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 2番、竹山兵司議員。

○2番（竹山兵司） 平成25年第2回定例会一般質問。2番、竹山兵司。

質問事項、忠魂碑の大木伐採について。

さきの大戦で尊い命をささげられました御英霊を忠魂碑として建立され、鶺鴒川と川守地先にお祀りされています。この忠魂碑は御遺族様初め関係者の方々でお

祀りされ、管理や清掃を行ってくださっています。

さて、石碑建立当時に植栽されました川守地先のクスノキが忠魂碑に覆いかぶさり、清掃作業に支障が出ています。対応と対策について伺います。

○議長（蔵口嘉寿男） 奥総務課長。

○総務課長（奥 浩市） 竹山兵司議員の「忠魂碑の大木伐採について」の御質問にお答えいたします。

川守地先の忠魂碑は町有地内に建立されており、忠魂碑周辺の清掃につきましては、遺族の皆様方が定期的に行ってくださっております。

また、敷地内に植栽されております樹木の管理につきましては、樹木の枝が敷地からはみ出していたことから、以前、遺族会や地元川守自治会より要請があり、町が町有地の管理者といたしまして、平成21年度にシルバー人材センターに委託いたしまして樹木の伐採及び枝の剪定を1回、また平成23年度、平成24年度には総務課職員において、それぞれ1回ずつ枝の剪定を行ってまいりました。

しかしながら、現地を確認いたしますと、クスノキは大木となり、このクスノキの周辺にも樹木が繁茂しておりますことから、周辺樹木の伐採を含め、一定の手入れが必要と認識しております。つきましては、今後景観上の配慮をしつつ、遺族会の代表の方や地元川守自治会の意向等をも拝聴しながら、検討してまいりたいと存じます。

以上、竹山議員への回答といたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 2番、竹山兵司議員。

○2番（竹山兵司） 竹山兵司です。一日も早い処理されることを望みます。よろしくお願いします。

○議長（蔵口嘉寿男） 次の質問に移ってください。

○2番（竹山兵司） 給食センターの改築等について伺います。

給食センターは、現在竜王幼稚園、西幼稚園の幼児、竜王小学校、竜王西小学校の児童、竜王中学校の生徒等に対し、1日約1,350食の給食をつくっていると聞いています。

この設備、建物、施設の耐震対策は大丈夫か、また、新施設等改築の計画について質問します。

○議長（蔵口嘉寿男） 市田学務課長。

○学務課長（市田太芽男） 竹山兵司議員の「給食センターの改築等について」の御質問にお答えいたします。

現在の学校給食センターは、昭和55年の中学校改築とあわせて現在地に移築され、その後、竜王西小学校、竜王西幼稚園が分離新設されることに伴い、昭和63年度に学校給食センター施設の増改築工事を行いました。その際に、調理室、洗浄室、下処理室以外は新耐震基準に基づく増改築工事を行っております。また、平成14年度に新たに建設した炊飯棟についても新耐震基準にて増築工事を行っております。

現時点で調理室、洗浄室、下処理室は旧耐震基準での施設でありますことから、今後現調理室等の施設を改修する場合は新耐震基準での診断調査が必要となりますが、改修ではなく、新改築を行う場合との比較も考えながら、施設整備の計画について関係機関等も含め、検討、協議を進めてまいります。なお、設備関係においても、老朽している個所は修理、修繕を行い、耐用年数を超過している備品においても随時計画的に更新を行っております。

竜王町の学校給食につきましては、町民の御理解とともに、多くの保護者の皆様からも安全で安心なおいしい給食と高い評価をいただいております。継続した学校給食の提供には、学校給食衛生管理基準を満たすための施設整備が必要と考えております。

このことから、現在の学校給食センター施設が老朽化により再整備の必要が生じている現状を踏まえ、平成21年度には竜王町学校給食センターのあり方検討委員会を設置し、ハード面においては、建設時期、概算建設費、ランニングコスト等の具体的な検討をし、基本的な計画を策定するよう提言がなされました。平成23年度には学校給食事業運営方式基本調査を実施し、本町における給食現場（ハード・ソフト面、職員体制、行財政改革等）の取り組み状況や近隣市町の学校給食センターの状況も参考にすることで考察を行い、その結果として、調理場の老朽化については、用地取得の問題を解決できれば、炊飯棟もまだ新しいこと、立地にすぐれていることなどから、現施設の増改築案が効果的であるとの報告がありました。このことを受けまして、平成25年1月末に竜王町学校給食センター施設整備等庁内検討ワーキング会議を設置し、子どもたちに安心・安全でおいしい給食の提供ができるよう、しっかりした計画づくりをしていきたいと考えております。

以上、竹山議員への回答といたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 2番、竹山兵司議員。

○2番（竹山兵司） 2番、竹山兵司です。

おいしい食事をつくってくださると、大変結構なことですが、特に地元産の料理の資材の調達についてはどのようにされているのか、伺います。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 市田学務課長。

**○学務課長（市田太芽男）** 竹山議員の再質問にお答えをいたします。

竜王町学校給食センターにおきましては、例えば地場産野菜で言えば、平成23年度、24年度におきましては青ネギやタマネギなど46品目の地場産野菜を活用しております。これにつきましては、学校給食出荷組合を組織いたしまして、できる限り竜王産の野菜を子どもたちに食べていただくように努力をしております。

その中で、お米、トウガン、ナス、コマツナ、カブなどは100%竜王産を使用し、平成24年度ですと28品目、重量ベースで64.3%が竜王産を活用している状況でございます。

以上、お答えといたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 2番、竹山兵司議員。

**○2番（竹山兵司）** 2番、竹山兵司です。

施設改修につきましては、前向きにお取り組みもいただいておりますが、かつてこの施設でノロウイルスが発生したというようなことも聞いております。教育委員会はもとより、このことにつきまして一日も早く新施設の改修にお取り組みをいただきたいと思いますが、我が町の長として、町長の御所見を伺います。よろしく申し上げます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 竹山兵司議員の再々質問にお答えいたします。

ノロウイルス発生時は皆様に御心配をいただきました。原因追求と同時に、特にトイレ、調理場等の改修をさせていただいたところであります。

御指摘のように、総合的に取り組まないといけない給食センターでございますので、今後も関係の皆さんで協議を繰り返し進めてまいりたいというぐあいに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** この際申し上げます。ここで午前10時25分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時25分

○議長（蔵口嘉寿男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、貴多正幸議員。

○7番（貴多正幸） 平成25年第2回定例会一般質問として、スマホを使った情報発信についてお伺いいたします。

現在、町からの情報発信、情報提供については、広報、ホームページ、有線放送などにより行われていますが、どちらかという一方通行的な情報発信ではなかろうかと思えます。そこで、日本全国で4割以上のシェアを誇り、また、情報発信者と提供された側の相互関係によるやりとりができるスマホを中心としたいわゆるタブレット端末による情報発信等を行ってはどうかと考えますが、町当局の考えを伺います。

○議長（蔵口嘉寿男） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 貴多正幸議員の「スマホを使った情報発信について」の御質問にお答えいたします。

御質問の趣旨は、現在急速にスマートフォン、タブレット端末が普及しつつある状況を背景に、これを活用して新たな試みにつなげてはどうかという御提言かと思えます。

現在、自治体の広報・広聴メディアの柱は、広報紙とホームページであります。竜王町でも、広報紙とホームページを基幹としつつ、有線放送なども活用させていただきながら、町内外への情報発信を行っております。

近年、スマートフォンと称される高機能型携帯電話や、タッチパネルで操作ができ、薄型軽量で持ち運びしやすいタブレット端末が急速に普及しております。従来の携帯電話では十分に閲覧できなかったホームページが手軽に閲覧できるようになったことと、また、インターネットを利用する世代が急速に拡大していることから、町の情報発信においてホームページの果たす役割は次第に大きいものとなります。このことから、町のホームページにあっても、必要とされるさまざまな情報が分類整理され、使いやすく見やすいことが今後さらに必要であると感じております。

加えて、特に平成24年度、平成25年度は、専任担当を配置する中で、今まで以上にホームページの充実に鋭意取り組んでいるところであります。この中においては、暮らしに役立つ整理された情報の発信のみならず、さまざまな面でのまちの魅力を発信することによって、町内外の人の竜王町に対する興味や愛郷心を引き出し、竜王町に住んでみたい、住み続けたいという若者定住に結びつける

ことを目標に具体的なリニューアル作業を進めています。

御提言のとおり、スマートフォンやタブレット端末については、その機種に対応したアプリケーションソフトを追加できることから、自治体は、特に観光や防災の分野でその開発と提供を始めているところも出てきています。先日も、滋賀県の外郭団体びわこビジターズビューローが観光アプリケーションソフトを公開されたところです。

また、スマートフォン等の普及を背景に、複数の人たちがコミュニケーションできるフェイスブック等も活用しやすくなり、広範囲での情報共有、情報発信、情報交流などの広報広聴ツールとして、県内の幾つかの自治体において最近活用を始められています。

今後、竜王町におきましても、その活用について広報広聴全体のニーズ把握から、先進事例の活用方法と活用状況、メリット・デメリットなど研究を進めていきたいと考えております。

以上、貴多議員への回答といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 7番、貴多正幸議員。

**○7番（貴多正幸）** まだまだわからないというか未知とのかかわりの中で、今後研究を進めていくというふうなお答えをいただいたわけですが、まずそこで、研究を進めていくとおっしゃっていただいたわけなんで、いつごろまでにその研究の成果を出して私たち町民に発表していただけるのかということをお聞きしたいのと、先ほども県の外郭団体が何かネットの立ち上げをしたということをお聞きしたんですけどね、例えば竜王町においても、子育て世代の方々を対象としたメールマガジンとかを立ち上げてね、登録してもらった方にはこんなきょうはこういう例えば子ども広場をどこどこで開催してるとか、そういった情報を登録されてる方だけに発信できるというメリットもあることもできるんです。そういったことをするのも研究の中に入るのかわかりませんが、そういったことも考えていただいているのか。

そしてまた、ホームページの果たす役割は大きいというふうにもおっしゃっていただいたんですが、確かにスマホとかタブレット端末でホームページを安易に見ることができるんですけども、もう一つ先に行けば、スマホ用のホームページを開設してみてもどうかというふうに思います。

それともう1点、最近ではウェブの世界ではパーソナライズド化というものが叫ばれているというか、普及されているわけなんですけれども、これについては

例えばAさんという女性が名前と年齢と例えば子育て中とかという情報をそこに登録しておきますとね、そのことを登録してログインすると、子育ての情報やら例えば子宮がん検診などのその個人に合わせた竜王町の公式ページになるというふうなものも普及されてきています。そうしたことも今後考えていただけるのか。研究の中に入るのかもわかりませんが、そういった視野も含めていただいているのかについてお考えを伺いたいと思います。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 杼木政策推進課長。

**○政策推進課長（杼木栄司）** 貴多議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、そういったツールの利活用への調査研究につきましては、引き続き検討、研究を進めてまいりたいと思います。一転、現在ホームページのリニューアル作業に入っておりますので、そういったことも前提としながら、おっしゃっていただいているようないろんなツールの活用ができないかということは研究をさせていただきますと思います。

研究の結果といたしまして方針を確定するということに至るということまでは難しいかも知れませんが、ホームページのリニューアルの中で調査研究を含めながら、一定今後の進め方についても検討させてもらいたいと思います。

今それ以外のことで、メルマガなり発信の方法、さらにはスマホ用のホームページへの転換、さらには最後言われました情報交換ができるようなものと、こういったものにつきましても、研究対象の中で全て一定検討を進めてまいりたいと思います。特にこういった情報端末、さらにはこういった活用につきましては、たくさんの方が利用されるということで、情報の発信ツールとしては非常に有効的な手段とは考えておりますが、また一方、行政情報の発信ということで慎重に構えなければならない部分もございます。また、気軽に皆さんが利用されるということで、一定間違った使い方をされるというような形で課題等も出てくるというようなことでございます。特に先進事例に学びながら、先進事例の中でメリット・デメリット等も含めまして研究を重ねてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、自治体は情報を発信するというのが命でございますので、そういったツールも含めまして情報発信をしていくという意識を持ちながら検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 次の質問に移ってください。

7番、貴多正幸議員。

**○7番（貴多正幸）** 次の質問に移らせていただきます。

「オフィスでバランスボールの活用を」についてお伺いいたします。

厚生労働省によると、腰痛を抱える人は全国で推計2,800万人おられ、しかもその8割が原因不明とのこと。介護関係の仕事や長時間椅子に座る事務仕事など、はっきりと腰に負担が来るとわかる仕事以外にも、ストレスからくる腰痛もあるように言われています。

先日、こういった腰痛対策のためにオフィスにて椅子のかわりにバランスボールを導入されていたテレビ番組を拝見いたしました。バランスをとりながらでのデスクワークは仕事がしづらいのではと思いましたが、背筋が伸びて逆に仕事がしやすく、また、腰痛が軽減されるだけでなく、体幹も鍛えられ、メタボ解消にも役立つとのことでした。

竜王町においてもこうした取り組みを導入され、腰痛対策並びに職員の健康管理に努められてはどうかと考えますが、当局の考えを伺います。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 奥総務課長。

**○総務課長（奥 浩市）** 貴多正幸議員の「オフィスでバランスボールの活用を」の御質問にお答えいたします。

インターネットからの情報によりますと、バランスボールはエクササイズボールと言われ、空気の入った直径60cm前後のやわらかい風船のようなボールで、もともとはヨーロッパにおいてリハビリ用の器具として開発されたものですが、重い荷重にも耐えられるようつくられているため、体のバランスを整えるためや筋力トレーニングをするためなどエクササイズに用いられ、日本においてもスポーツ選手のトレーニングなどに活用されてきましたが、テレビ等でも取り上げられたことから、年齢や性別を問わず、初心者でも気軽に遊び感覚で使用できる器具として、一気に一般家庭にまで広がってきたとのことでもあります。

議員の質問にもございますとおり、バランスボールを企業のオフィスや会議室等において椅子のかわりに導入されている例もあり、導入された企業では、使用すると、背もたれがないため自然と姿勢がよくなり、同時にその姿勢を維持するために腹筋や背筋を使用するので、筋力のトレーニングにもつながる。また、バランスをとるために身体のバランス感覚が養われ、時々ボールの上で上体をバウンドさせ、腕や肩を上下に動かすことで全身をリラックスさせることもできることから、この取り組みが社員の健康増進にもつながるとされています。

竜王町においても、メタボ対策や腰痛対策を初め、職員の健康維持・増進は大



変重要な課題であり、職員が健康で日々の業務を遂行することが、住民サービスを安定的に提供することにつながるものであると考えているところでございます。

今回、貴多議員から御提案いただきました庁舎等の事務所へのバランスボールの導入でございますが、庁舎を初め、それぞれの公共施設におきましては、住民皆様が直接利用される施設であり、職員がバランスボールに座って業務に当たることに對しましては、現状では理解を得ることは大変難しいのではないかと考えております。

また、スペースの関係におきましても、近年、OA機器の導入が避けて通ることができない中で、庁舎を初め、ほとんどの事務所内でOAフロアを導入できていないのが現状であり、各種配線を床に直接配置せざるを得ない状況でありますことから、職員の移動等に際し、つまずき等が心配されるところであります。

しかし、さきにも申し上げましたとおり、職員の健康維持・増進は組織としても大変重要な課題と捉えており、健康安全管理計画を定め、その推進に努めているところです。

その中で、特に職員自身がみずからの健康状態を把握し、セルフコントロールを意識することが一番重要であることから、定期健診等の受診率の向上に努めるとともに、事後の措置が必要な職員には医療機関等への受診を促しているところでございます。

また、職員互助会の事業におきましても、人間ドックの受診に対する補助制度を設け、県互助会からの補助ともあわせ、職員が積極的に受診できる環境を整えることに加えて、健康の増進を促す取り組みとしまして、平成24年度の事業では、ヨガ教室、太極拳教室を開催してまいりました。

今後におきましては、議員から提案のありましたバランスボールについてもその活用方法の講習をするなどして、休憩時間等を利用して取り組みができるよう検討してまいりたいと考えております。

同様に、職員みずからが健康増進に取り組むことを促進する制度として、職員互助会におきまして、ドラゴンスポーツクラブ、ドラゴンスポーツセンタースクール、ドラゴンスポーツジムの利用に係る補助制度を設けております。今後におきましても、これらの制度を効果的に活用し、職員の健康維持・増進に努め、健康不良を重症化させないことが大切であると考えているところでございます。

地方分権の進展や住民ニーズの多様化に伴い、地方自治体の業務が高度化、複雑化する中、これまで以上に職員一人一人の能力の向上が求められており、その

上では職員の健康管理は大変重要な課題であると認識しているところでございます。

以上、貴多議員への御質問の回答といたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 7番、貴多正幸議員。

○7番（貴多正幸） 本当に職員さんの健康管理について十分考えていただいているというふうな感じで私も受けとめさせていただいているわけですが、なかなか組織として健康管理について考えてても、やはり健康管理自身、管理するのはやっぱり自分になってくるわけですから、休憩時間とか例えばドラゴンスポーツクラブのジムとか行くように促すとか、健康診断に行つて病院に医者にかかる方には促すとかおっしゃつてもね、やっぱり行くのは自分というか職員さん一人一人なんで、なかなか休憩時間にバランスボールをすつと言うても、休憩時間はやっぱりたばこ吸いに行つたり寝たいという職員さんが多いん違うやろうかと、私はそのように思つてるんですけどね。だからあえてふだんから仕事するには、そこに机があつたらね、座らないといけないわけですから、その事務椅子をバランスボールにかえてはどうかというふうに提案してるわけです。

誰も全員一遍にかえろとかじゃなくてね、希望される方とか、例えば腹囲はかつたら90以上あるとかそういう人らを中心にしてもらつたらどうかと。そういつた方が二、三カ月して腹囲が減つたら、逆にまた町から住民の皆さんにこういう効果がありましたよというふうに応用できるわけじゃないですか。やりもせん前からね、住民さんの理解をなかなか得にくいとかOA機器のためちょっとできないというのはね、OA機器、OAフロアやさかいにというのは僕にとつたら言いわけじゃないかな、もっと整理整頓したら、あのボールを置くぐらいのスペースはあるはずですよ。テレビで放映されてたオフィスでもね、使わないときは、普通は机の下にこそつとおさまつてるわけですよ。全然椅子があるのとないと変わらんぐらいの通路の確保はできてましたしね、やっぱりそういうことから考えると、今の現時点で先ほどのお答えでは僕は納得できない。

だから今言うたような感じで、今後やっぱり仕事しながら使用されてはどうかと再度お伺いしますので、その辺について回答のほうよろしくお願ひします。

○議長（蔵口嘉寿男） 奥総務課長。

○総務課長（奥 浩市） ただいま貴多議員のほうから再質問をいただきました。また御提言かと拝聴しております。

このことにつきましては、全て全職員で一同にはないという御説明もいただ

きましたし、この内容については町のほうも職員の安全衛生管理連絡会等も会議がございまして、その中でも検討もさせてもらって、例えば私からでもやってみるというようなこともいいかなと思っておりますので、そういうことも今のことを含めまして会議にも諮って、また上司とも相談しながら、試しというか、そういう形でやっていくということも考えていきたいと思っておりますし、その点については御理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） 7番、貴多正幸議員。

○7番（貴多正幸） 大変前向きなお答えをいただいたかなと思っております。別に私自身も、そちらさん、行政だけでやれというわけではなく、奥総務課長が私からとおっしゃっていただいたので、私もできれば委員会やら議場の椅子をかえていただければ、私も実践したいなというふうに考えておりますので、その辺また一緒に検討していただきたいなというふうに思います。

これをもちまして私の質問を終わります。

○議長（蔵口嘉寿男） 11番、菱田三男議員。

○11番（菱田三男） 私は震災時の水道水確保について質問をいたします。

先日の総務産業建設常任委員会所管事務調査において説明を受けた防災アセスメント調査結果の中で上水道の被害想定をされており、地震規模にもよるが、直後で約3,500戸、1週間後でも1,700戸以上の断水世帯があると想定されています。

水はライフラインのうちでも最重要と認識されており、当被害想定に対する対策はどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 村井産業建設主監。

○産業建設主監（村井耕一） 菱田三男議員の「震災時の水道水確保について」の御質問にお答えいたします。

東日本大震災においては、ライフラインに甚大な被害がもたらされ、水道施設は管路、構造物及び設備にそれぞれさまざまな被害を受け、多くの地域で長期間であつてかつ広範囲にわたる断水が発生するなど水の確保の重要性が改めて認識されたところでございます。

本町の水道施設におきましては、地震災害時の給水確保のため、山中配水池では耐震補強工事及び緊急遮断弁を設置しております。また、薬師配水池につきましても緊急遮断弁を設置しており、給水拠点としてそれぞれ使用できるように整備をしております。また、確実に水を届けるためには、管路の施設の耐震化は重

要でありますことから、平成23年度より老朽管更新計画に基づき、老朽管の更新工事において順次整備を行っております。具体的には基幹管路の耐震化といたしまして、平成24年度に山之上地先において耐震化工事を実施しております。

大規模地震やその他自然災害の場合であっても、求められる最低限の水の供給が可能となるよう水道施設を強化しておくことが重要でございます。また、施設の被災等により断水する場合であっても、応急的な給水や応急的な復旧活動による利用も想定するならば、さらに管路以外の給水手段を確保することも必要と考えております。つきましては、水道水以外の水源も、飲用以外の用途ならば利用できる水質であるか確認しながら供給する方策等も検討していく必要があると考えます。

応急的な給水や応急的な復旧につきましては、その規模に応じて、第1段階では近隣市町に、第2段階では滋賀県内の水道事業者に対して、滋賀県水道水健康危機管理実施要領に基づき滋賀県を通じて依頼することになっております。大規模地震等により全町的な断水で断水期間が長期間になり、近隣市町、県内水道事業者においても被災し、同様の状況で応援活動が困難な場合には、地震等緊急時対応の手引き（日本水道協会）に基づきまして、滋賀県及び日本水道協会滋賀県支部を通じて日本水道協会関西支部及び日本水道協会救援本部に対し、応急給水、復旧応援活動を依頼することになっております。さきの東日本大震災には、本町からも日本水道協会滋賀県支部からの要請により現地で給水活動を実施しております。

以上、菱田議員への回答とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 井口生活安全課長。

**○生活安全課長（井口清幸）** 菱田三男議員の「震災時の水道水確保について」の御質問につきまして、地域防災計画との関連がございますので、私より御回答いたします。

現在竜王町では、本町が目指す安心・安全なまちづくりの実現に向けた総合的な防災・危機管理体制の整備、充実を図るため、昨年度、防災アセスメント調査を実施し、町域で想定される直下型地震、さらには東海・東南海・南海の3連動による広域地震に加え、昨今の集中豪雨など風水害等の危険性を具体的に検討し、把握してきたところでございます。

菱田議員の質問にあります水道水断水被害想定3,500世帯につきましては、南海トラフ地震マグニチュード8.5の地震予測で、本町では震度6弱から6強

による被害想定値となっております。

さて、御質問の上水被害想定に対する対策ではありますが、先ほど村井産業建設主監より本町水道事業における施設の耐震化等について整備状況を申し上げたところであり、山中水源地貯水槽の耐震化並びに緊急遮断弁の設置、耐震機能を有する薬師配水池の設置等により施設の安全性を高めることにより、緊急時の飲料水の確保が図れると考えているところでございます。

本年5月には、中央防災会議が南海トラフ巨大地震対策の最終報告書を公表され、その中で、各家庭には1週間以上の水や食糧の備蓄が必要とされたところであります。具体的には飲料水において大人1人21リットルの備蓄が必要とまとめをされたところでございます。

現在、本町では災害時の飲料水対策用の装置として浄水装置2台を配備している状況であります。この装置の1台当たりの処理能力は1時間当たり4立米の処理能力であることから、装置2台で24時間の処理量は192立米程度であります。また、この装置は身近な限られた水源（事業所等の貯水槽、上流の河川水、井戸水、池等）が必要となることから、新たな水源施設（貯水槽等）の設置に向けた検討や既設上水道水源地の山中水源地容量3,100立米や薬師配水池1,500立米からの給水車による給水、加えて輸送路や避難所の再検討が求められています。

今後、防災アセスメント調査結果や中央防災会議公表結果を踏まえ、本町が被害想定として設定する地震の選定を行うことにより人的・構造物被害の予測を確定し、庁内災害対策本部並びに竜王町防災会議・水防協議会による十分な協議等を踏まえ、実効性の高い地域防災計画となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、菱田議員への回答といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 11番、菱田三男議員。

**○11番（菱田三男）** 今答弁をいただきまして、山中の貯水池が3,100立米、薬師が1,500、トータルで4,600立米が地震が来て遮断したら、そこにタンクに残ってるということですよ。それに対してまた可動式の装置で普通の田の水でも、それをポンプにしたら1時間4立米、4tの水があれですということで、そうすると、今私が言うた直後ですな、南海トラフで一応言うんですけども、3,500戸、1週間で1,700戸まだ残つると、断水やと。そうすると、計算的に言うと、先ほど来、飲み水というのは平均の21リットルと、こ

れは飲料水で21リットルは災害が起きたら備蓄をせよということは何か言われたけど、この21リットルというのは飲み水が一番飲まんことには人間死んでしまいますので最低のあれやと思うんですけど、この4,600と浄水装置の192立米、これで計算してずっとしていけるというのか、ちょっとどうやねんと。今ちょっと人口も減ってますけども、これ人口と対比して、この貯水池と可動式の簡易な浄水器、浄水に変えるこれでいけると思ってるのかいけへんと思ってるのか、どっちですか。

○議長（蔵口嘉寿男） 井口生活安全課長。

○生活安全課長（井口清幸） 菱田議員さんの再質問につきまして回答申し上げます。

先ほど申し上げましたように、現在国の会議の結果というのは、1人飲料水で21リットルというふうにとまとめられております。その他備蓄も含めてでございますが、竜王町は先ほど申し上げましたように昨年度防災アセスメントをさせていただいて、例えば南海トラフを基本に置くのか、あるいは竜王町のこの真下に直下型の地震もございます。確率は低いわけですが、直下型のほうが今申し上げたその3,000幾つもの戸数よりもはるかに大きい数字でございます。それは今後会議でどの確率でいくのか、一番被害想定が大きいものでいくのか、そこら辺につきましては今後の今年度いろんな会議を含めて町として決定していくものでございます。

備蓄関係につきましても、昨年度から今日まではおおむね広域の支援が来る3日程度を備蓄基準として考えておりましたが、国のこうした中央会議の基準からいきますと、もう少し要るのかなということでございます。それで量につきましては、絶対数がどうかと言われますと、これは今後さらに詰めていく、俗に言いますと1人21リットルという基本で何日分を確保しなければならないかということはこれから定めるものでございますが、一つ問題は、先ほど言いましたように山中の水源地、そして薬師の配水池ともに、そこまで行く道がその震災によってどれだけ被害をこうむるのかということも先ほど来いろんな地震の関係もございまして、風水害とかそういういろんな建物も含めて総合的に判断をして、その飲料水も一つの項目として定めますので、数字的には何とかいけそうかなというふうに考えておりますけども、それが果たしてあとの他の影響で、河川の橋梁がどうもないのか、道はどうもないのか、そういういろんな想定もしながら考えなあきませんので、量につきましては、そこら辺を加味しながら今年度十分に

詰めて、どれだけのものが必要やということを考えていきたいと思います。それでもし足りない場合は、新たな例えば別途貯水槽を設けるとかそういうようなことも考えていきたいというふうに思っております。

以上、回答といたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 11番、菱田三男議員。

○11番（菱田三男） 今、量的に何とかか言われましたけど、道もさることながら、その貯水池に震災で行けへんと。ましてたどり着いたところがこの池で緊急遮断弁でとまってある、それから池もクラック入ってへんと、耐震やさかいに。それをどうしてくみ上げるのか、そこまでの施設があるかわからん、僕もちょっとわからんけどやってるのか、1点ね。

それで、ため池がね、貯水池へ行けない、どうしても行けない、そして広域な地震であって他市町村からも難しいというようなとき、西の山のあそこに2カ所でしょう、先ほど来言うたように山中と薬師と。

私のちょっと提案というかあれなんですけども、今、これも水道管理になると思いますけども、池、今までずっと竜王町は池の水で給水されてたのが今は池は一つも使うてんということは私もそれは聞いておるんですけども、一つだけまだ生きると言うたらあれなんですけど、使用はしてないけども、まだ廃止してないという池が一つ西横関にあると、ちょっとこれは聞いてんんですけども、この池は、きょう来てあしたくみ出して緊急やさかい使えということは厚労省のほうも許可は出さんと思うんですけど、それに何かの装置をつけたら、申請しといて装置をつけたら使えるかなというようなことも聞いたんです。ポンプを、今のままではあかんわけです。紫外線装置というか浄水、何かこういう井戸水には菌がおるて、菌が。だから紫外線装置ですわ。浄水処理、紫外線処理と書いてますわ。これはこういう震災があって、全国的にもあると思いますが、こういう竜王町みたいに100%県水とか井戸のところもたくさんあると思うんです。そこまで僕は調べてませんけども。この紫外線の処理をなささい、したほうがええと国も言うてるらしいけども、これにはやっぱり国から金も費用もかかるもんで補助すると、補助金制度もあるちゅうことも聞いたんです。これはちょっと調べてもうたらわかると思うんですけども。

ただ、私の言いたいのは、量的にはいけると、そやけど地震というのはわかりませんよね。30年、そんなことないわ、20年には何十%とか内閣府で言うてるさかいね。今わからん、あしたもわからん。ただ私の言いたいのは、やっぱり

水が一番やということはずっときょうまでの震災、阪神もやし東北のあそこもそうやしね、皆さんに聞いとるのは水やということで、こういう池がくみ出せるのも難しいやろうし、池でないもんはあかんやろうし、これは今言う西横関でポンプを活用するという策もあるかなと。まして、これは調べてもらわなあかんけども国から補助も出るやないかということをお聞きをしてるもんやさかいに、やっぱり前の話ですけど、乗りおくれたらあかんと思うんです。石綿管入れかえもそうでした。やはりこういう国から何かやろうと、無駄な建物をして国が補助出すさかいに建てよというこれはもうあきまへんで。あきまへん、それは今までの失敗でもうわかったから、今言う。こういうどうしてもやっぱり要るやつには、やはりたとえ4分の1でもいただけたら、これを活用して乗っていくと。

そういうことでやっぱり考えて、町も私らが議員が言うて、そうやなではあかんと思うんです。先手先手をやっぱり役所としては、皆さん頭のいい方ばかりやと思うさかいに先手先手でやっぱりやってもらわな。私らがこうして議員が提案してこういうのあります言うて、それええなど、ほんならちょっと調べようかではあかんと思うんです。そういうことをひとつよろしくお願いします。

以上です。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 村井産業建設主監。

**○産業建設主監（村井耕一）** 菱田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

上水道の事業の中には、旧の簡易水道の水源を引き継いで今日まで運転をさせて順次中止をしてきたというところがございます。

先ほど議員のほうから1カ所、西横関の水源が残っているということでございますけれども、これは上水道事業の認可の部分で西横関の水源を自己水として残しております。あとについては認可から全部外れておりますので、これを使用することは、また県のほうから指導をいただかならんということになりますので、なかなか改めて井戸の認可をとることが非常に難しいかなというように思っていて、今は西横関をそのまま認可からおろさず自己水として確保をさせていただいておるところでございます。

竜王町は全て現在は県の用水供給事業で全て県で賄っておりますけれども、当然自己水の確保というものは必要であるというように考えておるところでございます。

先ほど仰せいただきました件につきましては、またそれぞれ補助事業等また検討もさせていただきながら取り組みをまた考えていきたいなど、こういうように



思っております。なお、ほかの休止しております水源についても、いろんな水質の条件があって休止をしているという状況でございますので、それがすぐ浄化器でどこまで浄化できるかというのは、ちょっと私も自信がありませんので何とも答えられませんけども、そういうのもまた飲料水以外であれば使用できるようなこともあると思いますので、またそれは関係部署のほうとも調整をさせていただきたいなど、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 6番、内山英作議員。

○6番（内山英作） 平成25年第2回定例会一般質問。6番、内山英作。

流域治水とまちづくりについて。

県では、水害から命を守る総合的な治水を目指して滋賀県流域治水基本方針を策定し、条例化しようとしています。竜王町においては、第五次竜王町総合計画で人口1万4,000人を目指してまちづくりを推進していますが、次の3点について町長の考えを伺う。

1、町長は、県の流域治水の考えをどう思っているのか。

2、県の考えによる氾濫原は、竜王町内にどれだけの面積があるのか。この面積の大きさに対してどう思っているのか。

3、基本方針の中に、川の中の対策もするとあるが、町長は日野川整備について十分行われていると考えているのか、不十分と考えているのか。

○議長（蔵口嘉寿男） 竹内建設計画課長。

○建設計画課長（竹内 修） 内山英作議員の「流域治水とまちづくりについて」の御質問にお答えいたします。

滋賀県流域治水の推進に関する条例の骨子案に係る市町担当者説明会が5月17日に開催されましたことを受け、現在町関係者にて条例骨子案の内容確認をしているところです。

1点目の県の流域治水の考えをどう思っているのかについてですが、県の流域治水の目標、どのような洪水にあっても、一つ目に、人命が失われることを避け（最優先）、二つ目には、生活再建が困難となる被害を避けること、そのためには川の中の対策に加え、川の外の対策にも視点を向け、協働してさまざまな対応を講じていくことの考えは、基本的に町との考えと合致しております。

2点目の県の氾濫原はどれだけの面積があるのか、この面積の大きさに対してどう思っているのかについてですが、県が公表した地先の安全度マップをもとにした算出では、市街化区域編入時の技術基準であります10年確率の降雨時想定

浸水深が0.5m以上となる面積は229ha、平家の1階部分が水没し、人命にかかわるとされる200年確率の降雨時想定浸水深が3m以上となる面積は130haとなっております。

竜王町は、町西側の鏡山と町東側の雪野山に囲まれており、また、囲まれた区域には、日野川や祖父川など高い堤防を有した河川が流下するという特異な地形条件にあることから、このような大きな面積が算出されたと理解しております。町としては、この被害予測結果を踏まえ、あらゆる手段を講じて被害回避の対応を図っていく必要があると考えております。

3点目の日野川の整備は十分と思っているのか不十分と思っているのかではありますが、日野川の整備は、十分進んでいるとは言えませんが、引き続き県に対して日野川改修の促進、堤防強化の実施、伐竹等維持管理の強化を求めてまいります。

以上、内山議員への回答といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 内山英作議員の「流域治水とまちづくりについて」の御質問にお答えいたします。

一つ目でございます。流域治水についての県の考えについては、理解できるものと思っております。

二つ目でございます。200年確率の浸水図によりますならば、竜王町内で8戸が3m以上浸水するとの予想であり、自然的輪中の地形にある本町は危険度の高いところと認識をいたしております。

三つ目でございます。私は今、3市2町、これは野洲市、近江八幡市、東近江市、そして日野町、竜王町であります。3市2町で構成される日野川改修期成同盟会の会長を仰せつかっております。

日野川改修に関する予算が10億円から7億ないし6億円へ少なくなってきた事実であります。現在、仁保橋より南側光善寺川までの工事が進められているところではありますが、遅々として竜王町まで届くには30年以上かかるというようなくあいがありますので、十分に行われているとは到底考えられません。

期成同盟会の会長に就任後すぐに政権交代となりましたので、すぐさま国会、国土交通省要望を行い、予算枠の確保と、できれば国直轄の事業としていただくことをあわせて申し入れたところがございます。今年度につきましては、昨年度以上の配分となるよう今県にも交渉しているさなかではありますが、粘り強く改修

要望を国、県へ行ってまいります。

7月には県と国、これは近畿整備局でございますが、への要望を計画いたしております。あわせて、雨季を迎え、次には台風シーズンになってまいりますので、町といたしましてどういった取り組みが必要なのか、防災計画にも盛り込ませていただく作業を現在進めているところでございます。

以上、内山議員へのお答えとさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 6番、内山英作議員。

**○6番（内山英作）** 特に2番目の回答につきましては、具体的に10年確率で0.5m以上の浸水があるところが229haということで回答いただいたわけですが、なかなか集落名は答えにくいと思うんですけど、幾つのこれは集落にまず対応しているのかということが1点ですね。

それから、今申し上げました条例で今度氾濫原というこういったネーミングがつけられるということは、人口1万4,000人以上を目指している、そしてまたまちづくりを進めている竜王町にとっては、これはマイナスのイメージになるわけです。このような危険なところ、また、つまり氾濫原に新しく住むには、ちょっとやっぱりちゅうちょすると思いますけれども、人口は逆にふえるどころか減少方向に向かうというふうに思っているわけですが、町長はこれに対してどう思われるかということが2点目ですね。

それからもう1点、先日の市長会が5月の29日に臨時会を開かれたということで、また新聞に載っていたわけですが、川の中の対策が意見としてあったわけですが、川の中の対策が不十分なのに川の外の対策を条例まで定めるのは、まだ高校受験にも受かっていないのに大学入試の勉強をするようなものだということもございました。それからまた、県が責任を持ってしなければならない河川整備をする前に、こういった建築の関係とか土地利用の関係について県民や市長に負担を押しつけるのは本末転倒である、こういった意見とか疑問が出されておったということでございます。

町長は、この県の今度制定されようとしている流域治水条例について、反対か賛成かどちらかお答えいただきたいのと、その理由をお伺いしたいと思います。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹内建設計画課長。

**○建設計画課長（竹内 修）** 内山英作議員の再質問についてお答えをいたします。

面積についての説明は終わりましたが、集落は幾つの集落が対象になるのか、該当するのかという御質問でございますが、現在県から示されている集落につい

ては、竜王町では二つということになっております。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 内山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、賛成か反対かということでございますけれども、先ほど来申し上げておりますとおり、県の基本的な考え方、流域治水の基本的な考え方には理解ができるものというぐあいに思っております。ただ、竜王町は特異な地形にもあり、日野川周辺の集落の皆さんは心配をなさっている、これも事実でありますので、県に直接この流域治水の考え方、今後の取り組み方について説明をしてくださいということをお願い申し上げましたところ、これも答えさせていただいているとおりオーケーという返事をいただき、次なるその場で皆さんのまた協議をお願い申し上げたいというぐあいに思います。

さらに、地区計画との関係といいたししょうか、そういったことに対する御質問だと思えます。

私は、周辺の集落の皆様、もう何年も歩みを続けてきてくださっているわけがあります。工夫をすれば、やはり住んでいただける要素もかなりあるわけでありますので、その一つに県が言うかさ上げかもしれません。ただ、それ以上に町として実態を一番よく知っているのは、その周辺の皆さん、そして関係する我々でありますので、その中でさらなる工夫を見出すこと、それと県の今の流域治水の考え方、そしてかさ上げに対する補助の支援もという話もあるわけでありますので組み合わせていくこと、さらにその上に皆様が御希望されることが起こるならば、それも町として、これはもう単独になるかもしれませんけれども、しっかりと協議をさせていただきたいという思いでいるところであります。

いずれにいたしましても、人口増へ向かわないといけない本町でありますので、1人としてそういったことで人口の減につながらないように、これも大事な要素ではないかなというぐあいに思っております。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹内建設計画課長。

**○建設計画課長（竹内 修）** 内山英作議員への再質問の追加をさせていただきます。

川の中の対策が十分でない。県が責任を持ってやるべきという御質問でございました。

このことについても町長が申したように、日野川改修期成同盟会で、この7月にも国、県への要望活動を引き続き実施をし、事業費拡大について積極的な事業の推進により多く要望をしていくこととあわせて、国直轄事業を取り組んでいた  
だくよう、あわせまして要望をしていく予定でございますので、御理解いただきます  
ますようよろしくお願いいたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 6番、内山英作議員。

○6番（内山英作） 再々質問でございます。

先ほど5月29日、市長会での臨時会があったということでございましたけれども、県の町村会ですね、こういったことが同じように市長会と同じように県から説明があったのかどうかということと、なければ今後県の町村会のほうでも具体的に  
取り上げてもらって要望を強く行っていただきたいと思っておりますけれども、  
町長さん、どうお考えでしょうか。

○議長（蔵口嘉寿男） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） お答えいたします。

現在、月1回の町長連絡会というのがございます。この場へ県の流域治水、ほかにも福祉の問題等々を都度県から説明に来ていただいております。その場で協議をさせてもらっているわけでありましてけれども、6町の中で、この流域治水それぞれの自治体、町の何というんでしょうか、考え方というんでしょうか、捉まえ方というんでしょうか、やはり差があることは事実でございます。

竜王町は先ほども申し上げておりますとおり、非常に危険な要素を持っておりますので、私はその中でも強く伝えております。その結果が直接説明の場をと、こういうことになったわけでありましてけれども、以後につきましてもしっかりと伝えてまいります。

市長会の中では、これは琵琶湖に近いところの町、市というんでしょうか、お在所が多いということでもありますので、それぞれの市の考え方等につきまして、私詳しくは聞いてはないんですけれども、非常に何というんでしょうか、これも神経をとがらせておられる市もあるようには聞いております。竜王町は、もう皆さんの意見を聞きながらしっかりと伝え、今後の対応をしてまいりたいというのが私の基本スタンスでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 次の質問に移ってください。

6番、内山英作議員。

**○6番（内山英作）** 平成25年第2回定例会一般質問。6番、内山英作。

竜王町まちづくり基本条例（自治基本条例）の制定について。

まちづくりの基本原則を定め、町民、町議会及び町長等執行機関の果たすべき役割、権利並びに責務等を明確にすることにより、自治の確立及び福祉の向上を図ることを目的に、まちづくり基本条例（自治基本条例）の制定が県内の幾つかの市町でされています。

まちづくりの基本原則、まちづくりの役割分担及び協働、町民並びに事業者等の権利及び責務、町の責務、地域の自治活動、まちづくり条例推進委員会、条例の改廃などを内容としたこのまちづくり基本条例（自治基本条例）の竜王町での制定について町長の考えを伺う。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 杼木政策推進課長。

**○政策推進課長（杼木栄司）** 内山英作議員の「竜王町まちづくり基本条例（自治基本条例）の制定について」の御質問にお答えいたします。

まちづくり基本条例は、地方分権の進展により、地域の実情に合った独自の政策をつくる必要性が増大したため、住民と行政の役割や行動を明確にし、自治体運営の根拠となる仕組みのルールが必要となったため、各自治体において条例などによりルール化を進められているものであります。

その背景は、今日まで行政主体であった公共が、近年、町民・NPO・コミュニティ組織・民間などと行政が協働して一緒に担う新しい公共の時代へと変化し、それぞれの立場、また、かかわる全ての者が情報を共有しながら、役割分担や責務を認識した自治体運営が求められてきていることからであります。

町といたしましては、今日まで特に住民と行政の協働によるまちづくりが重要であると認識しながら、協働の視点から事業を再検証し、協働のまちづくりの指針づくりを手がけてきており、あわせて協働のまちづくりにつながるさまざまな取り組みを行いながら、方向性を探っているところです。

協働のまちづくりの推進に向けて、まずはコミュニティ活動の活性化が大変重要な要素と考えております。そのことから、住民の自発的なまちづくり活動を誘発するため、地域リーダーの育成として地域づくり実践養成講座の開催や、住民主体のまちづくり活動事業を支援する竜王町みんなで煌くまちづくり活動支援事業を実施しております。また、地域自治の主体である自治会に対しても、自ら考え自ら行うまちづくり事業によるソフト活動の支援や自治会の将来像の策定に向けて、地域ビジョン計画策定支援事業を実施いたしております。

こういった行政が展開している取り組みへの参画や町民みずからの活動がさらに継続され、多くの町民皆様に拡大される中で、まちづくり条例等に通ずる研究や議論が深まるものと期待をいたしております。

このことから、先ほども申し上げましたとおり、自治体運営に対し、まちづくりにかかわる全ての者の共通認識や理解また協力により、条例も含め法や制度が遵守され、成り立つものと考えておりますので、引き続き職員や町民に向けた先進事例研修やまちづくりの実践事業を拡大しつつ、しっかり意識の醸成を図ってまいります。

いずれにいたしましても、町民と共有できるルールは必要でありますので、条例制定も有効な手段の一つとしながら、竜王らしい手法を念頭に引き続き調査研究を重ねてまいりますので、議員各位のさらなる御指導等を賜りますことをお願い申し上げ、内山議員への回答とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 内山英作議員の「竜王町まちづくり基本条例（自治基本条例）の制定について」の御質問にお答えいたします。

まちづくり基本条例につきましては、今勉強させていただいているところでございます。地方分権、地域主権が叫ばれて久しいのですが、自分たちの住んでいるところは自分たちが一番よく知っているのであり、みずからの課題を見つけ、みずからが解決していく仕組みづくりに向かっては、役割分担等が大きな要素になってきますし、まちづくりの中でウエートを示すものと思えます。

いずれにいたしましても、条例制定につきましても引き続き検討させていただこうと考えております。

以上、内山議員への回答とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 6番、内山英作議員。

**○6番（内山英作）** 再質問でしようと思ったんですけども、先に一部言っていたわけですが、私、平成23年の第4回の定例会で、まちづくり条例、自治基本条例の制定についてというテーマで一度一般質問をしております、そのとき現在、町民参加のあり方や協働の仕組み及び地域活動の促進手法などについて取り組みをしています、今答えていただきました協働のまちづくりの指針の素案をもとに、いわゆるまちづくり条例的な町民の参加、参画によるまちづくりの指針づくりに取り組んでいますという回答を得ていたわけですが、それから1年半が経過したということで、今具体的な取り組み

について回答をいただきました。

この指針づくりですね、最終的にはいつを目的に、いつまでに策定というか取り組んでいかれるのか、その期限についてお伺いしたいと思います。

○議長（蔵口嘉寿男） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 内山議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

先ほどの回答の中でも24年度、25年度におきましてもさまざまな研究、さらには住民の皆様には協働の実践活動をできる仕掛けをさせてもらっておるところでございます。

また一方、県内の自治体の状況といたしましても、まちづくり基本条例、自治基本条例、協働のまちづくり基本条例といったものが形になってあらわれておりますのが、私どもの調査の中では9自治体というようなことでございます。

こういった実績を踏まえまして、引き続き調査研究を進めながら進めてまいりたいと思えます。一定の方向、時期を定めながらお答えをさせてもらえませんが、積極的な取り組みをさせていただく中で、まさに自治基本条例につながるものはまちの憲法づくりでございますので、いずれにいたしましても、行政としてはこういったルール化に向けながら住民の皆様とともにまちづくりを進める必要がございますので、できる限り早い時期での方向づけを進めさせてもらいたいと思えますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） 6番、内山英作議員。

○6番（内山英作） 今現在、自治体の憲法と言うべきまちづくり基本条例、自治体基本条例が竜王町にはないわけでございますけれども、今日まで、これからもしばらくの間この条例ができるまで、竜王町は何を根拠にこういった自治体運営をされているのかというのがまず1点でございます。

それから、このやっぱり条例の制定ということは、先ほども回答にもありましたけれども、行政への町民の参加あるいはNPOと行政との協働、コミュニティ活動など、必要性がますます高まってきているわけでございます。参加や協働によるまちづくりの仕組みを定める必要性が年々増大してきているわけでございますけれども、この条例で仕組みを定めないと、なかなかそういった参加とか協働が継続しないということもございませぬ。それからまた、町長とか担当者がかわってしまっても、こういった参加や協働の取り組みが後退しないように継続することがやっぱり必要になるかと思うんですけれども、もう一度この条例制定の必要



性について、まちづくりの指針等策定作業をしながら考えていくということでございましたけれども、その必要性についてもう一度考えをお聞きしたいと思いません。

○議長（蔵口嘉寿男） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 内山議員の再質問にお答えを申し上げます。

竜王町のまちづくりの推進の基本的な考え方につきましては、地方自治法に基づく中での地方自治の推進、さらには先ほどからいろいろと御質問いただいております総合計画を大きな柱といたしまして、まちづくりを進めていると認識をいたしております。

ただ、議員おっしゃっておられますように、各自治体におきましては、まちの憲法ということで、住民の皆様、行政が理解をしてまちづくりを進めるというものをごくどうしてもルールをつくっていかねば続かないという状態に自治が来ているというようなことからかと思えます。そういったことから、まちは住民の皆様と対話を深めながら、そういったことのないように現在も進めておるところでございますが、十分議論を進めながら、やはり一定のルール、定義に向けて積極的に検討を進めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（蔵口嘉寿男） この際申し上げます。少し早いですが、ここで午後1時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

○議長（蔵口嘉寿男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、井口生活安全課長より、さきの回答の補足がありますことから発言を求められておりますので、これを認めることにいたします。

井口生活安全課長。

○生活安全課長（井口清幸） 午前中の御質問の菱田三男議員の震災時の水道水確保についての御質問の再質問の中の回答におきまして、南海トラフより竜王直下型のほうが被害が大きいということで、竜王直下型という表現をいたしました。これにつきましては、昨年度のアセスメント調査によりまして、県下での八つの活断層について調査をしたものでございます。そのうち一つが竜王直下でございます大鳥居断層という断層がございます。ということで、これは実際にある活断層でございますので、補足させていただきます。

なお、確率が低いという分につきましては、大鳥居断層につきましては、地震の規模がマグニチュード7.1程度を予測しておりまして、発生確率につきましては、30年以内に0.074%、50年以内に0.12という確率でございますので、回答の追加とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（蔵口嘉寿男） 9番、松浦 博議員。

○9番（松浦 博） 9番、松浦 博。一般質問を行います。

民間活力の進展に伴う、竜王インターチェンジ及び周辺道路の将来構想について。

第六次竜王町国土利用計画が平成25年3月に策定されましたが、当町の好立地条件が有効的に作用していることから、急速な民間活力による事業進展拡大が推し進められています。

このような状況が今後も継続するように、町土利用計画の先進的な改革・改善は歩みをとめることなく進める必要があります。特に、インターチェンジ周辺と国道477号及び連携する主要道路の拡大整備などが喫緊の課題です。

また、道路周辺の民間土地開発の工場用地、商業用地、住宅用地、緑地など、バランスのとれた開発は将来構想に基づいて適切な調整を行う必要があります。

社会インフラの早期整備と地域関係者との調整は、地域経済の発展にとって根幹をなすものであるとともに、町財政にも大きな効果があり、積極的施策の樹立と実行は行政当局の責務であると考えています。

以上のことについて、町当局のお考えを伺います。

○議長（蔵口嘉寿男） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 松浦 博議員の「民間活力の進展に伴う、竜王インターチェンジ及び周辺道路等の将来構想について」の御質問につきまして、私のほうからは地域経済の発展につながる土地活用・開発等の将来構想の考え方についてお答えさせていただきます。

まちづくりの指針であります第五次竜王町総合計画においては、その基本理念の一つとして、自然や歴史・文化、農商工がそろった強みと変化の時期における「チャンスを活かすたくましいまちづくり」という考え方をもっております。その中で、経済発展・地域活性化に向けた重点プロジェクトとして、総合計画の中の「活力煌く郷づくり」や「交竜の郷舞台づくり」の重点分野において、中・長期的な目標として名神竜王インターチェンジ周辺の土地活用、企業立地や研究開

発ソフトウェアを含む産業集積、その交通インフラの強化として名神竜王インターチェンジの機能拡充や周辺並びに広域交通ネットワークの構築を掲げており、国道8号並びに国道477号沿線を重要拠点として位置づけをいたしております。このことは、第六次竜王町国土利用計画並びに竜王町都市計画マスタープランにおいても基本方針として位置づけているところであります。

現在、国道幹線沿道に係る重点プロジェクトの実現に向けては、一つは、民間事業所の立地稼働や大型商業施設の拡充がされ、（仮称）竜王岡屋工業団地整備や篠原駅周辺整備もいよいよ工事着手も目前となり、大きく前進の方向にあります。このことは、国道幹線並びに竜王インターチェンジが位置する交通アクセスを大きな要素として、関西・中京広域圏の要所として、集客・流通等のさまざまな優位性に加えて、今後有効活用の図れる土地があることによるものと考えております。

これらエリアの将来構想といたしましては、インターチェンジを中心に、国道8号及び国道1号も含む中での交通インフラの拡充・機能強化を図りながら、本町を含む広域エリアでの経済発展・地域活性化に資するような広域的構想を持つことが重要であり、その実現の可能性も大きく期待できるものと考えております。

本御質問につきましては、まさにまちの将来を見据える議論に向けた御提起をいただいているものと存じます。いよいよ具体的な方向を踏まえ、その議論を始められる時期を迎えてきていると感じております。議員皆様はもとより、各方面からの御提言、御意見等を頂戴しながら調査研究を進めてまいりたいと思っております。

以上、松浦議員への回答といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹内建設計画課長。

**○建設計画課長（竹内 修）** 引き続きまして、松浦 博議員の「民間活力の進展に伴う、竜王インターチェンジ及び周辺道路等の将来構想について」の御質問のうち、竜王インターチェンジ周辺と国道477号及び連携する主要道路拡大整備についてお答えいたします。

今年3月に改定いたしました竜王町都市計画マスタープランの中では、竜王インターチェンジ周辺エリアにおきまして、商業拠点を初め住宅拠点、工業、運輸流通の拠点と位置づけされており、特定保留区域に指定されている区域におきましては、今後において市街化区域へ編入していくことが求められております。

このような中で、国道477号の道路整備計画につきましては、今日まで国道8号から祖父川大橋までの間の道路拡幅要望を県へ継続して行っておりますが、

さらに広域関連交通に対しても注視しながら、近隣市とも連携をとり調査研究をしていくことが重要であると考えております。

また、車線拡幅等の道路計画を進めていく上では費用対効果の算出が求められることから、必然的に長期的な道路整備計画を求められることとなりますが、インターチェンジ周辺の通過交通の現状と将来交通を見据えながら広域交通の利便性を追求し、将来的に竜王インターチェンジへのアクセスが大きく増加することを期待する中で、まちづくりと一体的に進めなければならないものと考えております。

以上、松浦議員への回答といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 9番、松浦 博議員。

**○9番（松浦 博）** ありがとうございます。ただいま前向きな話、大きく期待する具体的な将来構想をこれから協議を始める、また将来を期待するという回答をいただいたわけでございますけれども、今日までもすると、今日までというか、本最近までは、竜王町はコンパスの円の円周に竜王町はあったと思います。例えば駅を中心に通勤客はどうかというときに、駅に針を置いて、先に円周として竜王があったと。生活の中で言いますと、スーパーから円を描いて竜王がどうしてもその外側、円周にあったと。

しかし今、竜王はここまで来て、インターのおかげか、その周辺の状況のおかげかはわかりませんが、コンパスの芯が竜王町のあの地域にあって、そのコンパスも駅のコンパスよりも何十倍も大きい。例えば商業でしたら、近畿、中部を中心とした大きな円を描く。その中心に竜王がある。物流で言えば、九州まで届くようなコンパスで絵を描くというのが今の竜王の発展してきたその現状であります。

そういうことから考えますと、今この場所は滋賀県というよりも近畿、もっと大きな意味で、いわゆる発展を目指す指定されているような優良な地域ではないかなというふうに考えます。

民間と言いましたけど、少し話が違いますけれども、ここに滋賀県が平成36年度第79回国体の要望書をこれ出されておるんですけども、これもう見られたと思うんですけども、恐らく滋賀県でこのような国体の開催が要望されている中で、滋賀県もよく考えてみますと、国体のメイン会場、サブ会場、同じような能力のある大きさの場所というのがなかなかない。そう考えてみますと、竜王のあの地域、希望が丘を踏まえた地域の中では非常に優良な場所ではないかなと。

ですから、民間活力なりこういう今のフォローの風といいますか、滋賀県もそうですが、フォローの風の中で、あの地域がある。この条件を今生かさずしていつ生かすのかというようなことになろうかと思えます。

先ほども回答の中に、近隣市町とも協議して、この地域の交通網等々をやはり検討し、協議しながら拡充していくんだということをおっしゃいました。私もひょっとしてとんでもない意見を言うかも知りませんが、やはりそういうことを考えていきますと、交差点あのまま行きますとマンボもあの大きさでございいますので、これ以上大きくしようがないと、現状の岡屋の工業団地が来て3本の車線をとったんですけれども、あれ以上大きくすることはできません。ですが、発展を期待するならば、やっぱりインターは立体化とか、それから477号、またそれに関連する1号、8号の道路、それから近隣市町をつなぐ道路につきましては、4車線化も含めた道路網の整備というのが非常に喫緊の課題ではないかなと。

なぜこういうことを言うかといいますと、私どもさきに地域活性化委員会で研修に寄せていただきました、これは橋本市でございました。それから議員が任意で中津市の研修へ行きました。何を感じたかと言いますと、まちづくりの根幹はやはり開発であります。発展することです。それをするためには、民間なりいろんな力を集めてこんならん、その地域に。そのためには、やはり交通インフラなり生活インフラ、住宅地も踏まえて、そういうことをきちっとした中で開発するというようなことを勉強もさせていただきました。

そういう意味では、改めて先ほど抽象的な将来構想を立てる等々の話がありましたけど、もう少し具体的な話をお伺いできたらというようにして再質問をしたいと思えます。よろしくお願ひします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 杼木政策推進課長。

**○政策推進課長（杼木栄司）** 松浦 博議員の再質問に対しまして、私ども竜王、湖南、野洲市の2市1町の取り組みの紹介を一例申し上げて回答とさせていただきます。

2市1町につきましては、広域交通ネットワーク整備というような形で大きく将来に経済発展に結びつく道路インフラ整備について、将来構想として一昨年から県のほうに地図を上げて町長、市長を筆頭に要望活動に参っております。

しかし、財政難も含めまして、それはもう大きな夢というようなことですが、やはり一番お隣の広域の中でそういった研究を進める中で、その夢の実

現について現在いろいろと事務方でも研究をさせてもらっておるところでございます。

その一つとして、このエリアは甲賀、湖南、東近江の三つの土木なりが寄り合っている結節点というようなことで、なかなか道路行政についても進まないというようなこともございまして、我々2市1町につきましては道路部局、企画部局もそういった議論を含めながら調査研究を進めておるところでございます。

そういった研究の中で、具体的な道路整備につきましては、道路アクションプログラムへの計上ということが大前提になりますが、その以前に大きく要望していく必要があるというようなことも含めて、先ほどおっしゃられた滋賀県にとって大きなプロジェクト、そういったものがきっかけとなって、アクションプログラムにのって行くのではないかとというようなことも聞いておりますので、竜王なりこの地域のポテンシャルが生かせる県全体でのビッグプロジェクトのほうを予想しつつ、研究をしつつ、道路アクションプログラムへそういった基幹道路のネットワーク構想が実現するよう今現在研究を進めておるといったようなことでございます。

私のほうからは、事務方のほうで2市1町の取り組みの一例を申し上げて再質問への回答とさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹内建設計画課長。

**○建設計画課長（竹内 修）** 松浦議員からの再質問に、私のほうからは竜王インター周辺の現状についてから今後の計画性について考えを答弁させていただきます。

まず、現在の竜王インターの通過交通の1日当たりの量でございますが、5月を見てみますと、平日は1万2,000台、休日ですと、ゴールデンウィークは別として1万8,000台、このような状況でございます。バブルのときから比べますと、2万台が平日は1万2,000台になっておりますので、ピークのときから比べますと、依然として経済状況がなかなか活発でないという状況がございます。

こういった中で、先ほど榊木課長も申しましたが、アクションプログラムについて昨年度見直しがあったわけでございます。このことにつきましては、現在の工業団地の部分的な改良、拡幅を今後進められていくわけでございますが、長期的には先ほど申しあげました国体が予定をされていること、さらには防災の観点

で、町としては竜王インターの関連道路として国道477号は重要な、国道1号、8号につながる重要な道路形態であると考えておりますので、防災を一つの重要な改良の根拠として今後の国道連絡会、さらには道路都市計画関係の協議会のほうにも要望を今後していく予定としております。

以上、松浦議員への回答といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 9番、松浦 博議員。

**○9番（松浦 博）** 今回の回答の中で特に重要な点が、ほかにもあるかもわかりませんが、私自身2点感じました。

竜王町といいましても、やはり近隣市町村また県を踏まえて、やはり広域的な物事の考え方、あり方というのは研究すべきだと思います。その方向で共通の認識を持った上で、またもう一方では、町内において執行部、職員、それから議員初め町民も、やはり同じ方向を向いてやっぱりまちづくりということをやっていく上では、今構想的に考えておられるこの議場では言葉に出せないこともあろうと思いますが、そういう方向性につきましては、別の会議等々では深くやっぱり広く議論して積み上げたものを町民の意思にすべきであろうと私は思います。

そういう意味では、先ほど言いましたように、このインター周辺を取り巻く地域につきましては、非常に民間から見てもよい地域であると思っておりますし、県の行政サイド、国体の話もしましたが、非常に優良な地域であろうと思っておりますし、また知事の話もありましたリニアカーの話の中での新駅の問題、これは夢の話かもわかりませんが、そういう話も出ております。

しかし、議論する上ではいろんな条件、話題、課題等々を分析し、積み上げて、そしていわゆる絵にしてそれが計画になろうと考えますので、そういう意味では今後とも職員の皆さん、執行部の皆さん、それから議員の皆さんお互いが共通認識の上で議論を重ねていきたいと私は提案させていただきますので、よりよいまちづくりの一つの起爆剤として、有効活用、インター周辺の有効活用、国道の有効活用につきましてはよろしくお願ひしたいと思っておりますので、これは要望として言っておきますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 8番、古株克彦議員。

**○8番（古株克彦）** 平成25年第2回定例会一般質問。8番、古株克彦。

町の環境基本条例制定に向けての取り組みとその経過について。

平成24年第4回定例会一般質問において、若井議員から、町として環境基本

条例を制定する考えはないのかという質問に対して町長から、この問題は大変重要なことですので、町としても環境基本条例の制定に向けて前向きに取り組んでまいりますという回答をされましたが、その後の経過について伺います。

なお、E社は昨年秋から本年1月にかけて小口・松が丘・薬師自治会に対して産業廃棄物の積みかえ保管を含む収集運搬業への変更申請をすることについて数回の説明会を開いて、説明会議事録の署名を各自治会に求めているところですが、各自治会とも説明に納得できないところが多く、署名を保留している段階です。地元住民は、町当局の動きに対しての期待とE社の動向についての不安を抱いているところです。このことも踏まえて回答を求めます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 井口生活安全課長。

**○生活安全課長（井口清幸）** 古株克彦議員の「町の環境基本条例制定に向けての取り組みとその後の経過について」の御質問にお答えいたします。

まず、町としての環境基本条例の制定に向けての取り組み状況でございますが、本町における良好な環境の保全及び創造について基本理念を定め、行政、町民、事業者並びに通勤及び観光等で本町に滞在する者の責任を明らかにするとともに、良好な環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するためにも、環境基本条例の制定と、この条例を具現化する環境基本計画の策定が必要と考えるところでございます。

現在、庁内におきましては、町条例、町環境基本計画を制定、策定するため竜王町環境条例および環境基本計画検討委員会を立ち上げており、去る3月7日に委員会の開催を行ったところであります。今後におきましても、庁内における継続的な委員会の開催と、進捗状況により外部有識者を含めた審議会の設置も含め鋭意進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、町内小口地先の工業団地内に操業しておりますE社の動向であります。これまで報告をいたしておりますとおり、当該事業所において産業廃棄物処理業の許可を得るためには、滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱に基づく事前協議が必要であり、事業者は事業の計画及び生活環境影響調査について地元説明会を開催し、説明会の議事録を添付書類として県に提出する必要があります。このことから、この間、関係自治会3集落に対して数回の説明会を実施されておりますが、今日まで議事録署名には至っておりません。新年度となり、地元役員の交代を受け、今月15日に3集落新体制での現地説明会が実施されましたが、変更事業内容全てについて理解を得られるまでには至っていない状況であり



ます。

地域住民の不安を払拭するには、事業者みずからが施設の安全や管理運営について理解を求めることが事業者としての責務であります。今後竜王町といたしましては、関係自治会並びに許可権者の滋賀県と連携を図りながら、安心・安全な施設運営がされるよう指導をしまいたいと考えております。

以上、古株議員への回答といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 8番、古株克彦議員。

**○8番（古株克彦）** 環境基本条例制定に向けて3月7日に第1回目の委員会を開催されたというふうに今お聞きしておるところです。安心感を覚えているところですが、過去に竜王町で環境に絡むいろんな条例、要綱、こういったものについて制定されているんですね。平成7年、このときに竜王町環境美化に関する条例、平成13年には竜王町環境条例および環境基本計画検討委員会設置規程、同じく同じ年に竜王町環境保全対策委員会設置要綱、こういうものが制定されている。今回の環境基本条例の制定の位置づけというんですかね、過去の環境に絡むいろんな条例とそれから要綱、設置規程、こういったものとの絡みと今回の環境基本条例制定についての位置づけをどういうふうに町当局として考えておられるのか、それとも過去のものとは全く無関係なのか、そこら辺の流れ等について質問いたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 井口生活安全課長。

**○生活安全課長（井口清幸）** 古株克彦議員の再質問につきまして御回答申し上げます。

今お話がございました平成7年、美化に関する条例、それから平成13年、基本計画に係ります規程等々でございますが、平成7年の美化推進の条例につきましては、環境美化、特に清掃関係を中心とした条例でございます。平成13年の環境基本条例の規程につきましては、当時特に環境面で日本国内もそうですが、海外も含めて大変いろんな形の公害の課題がたくさんございました。特に国内ではダイオキシンの関係がございまして、そういう絡みで法のいろんな法改正等があった時代でございます。竜王町でもそれらの条例を制定するために、この13年におきまして、そうした動きがあったということでございます。

ところが、現在国のほうでは第4次の環境基本計画を平成24年4月に内閣決定をされておられます。この中には従来の継続した部分と、加えまして東日本大震災での原発、そうしたものも踏まえての基本計画となっております。すなわち、

環境基本計画につきましては、目まぐるしく変更されておるといふことをごさ  
いまして、今般今申し上げた今年度以降進めていきます竜王町の環境基本条例につ  
きましては、これらの国また県の条例の変更等も含めて取り組んでまいりたいと  
思いますし、特に条例と並行しながら、先ほど申し上げましたように環境、その  
具現化でございます基本計画というものは非常に大事な部分でございます、こ  
の部分についても並行しながら進めたいといふことでございます。

以上でございます。

○議長（蔵口嘉寿男） 8番、古株克彦議員。

○8番（古株克彦） 立ち上げたわ、委員会が一遍だけで終わったといふこと  
のないうにぜひ要望するとともに、この前、先ほど課長から説明ございましたよう  
に、事業者との情報交換会が15日にありました。その中で、ちょっと苦言とい  
うんですか、こちらの要望でもあるんですが、あの中で、一応最初説明会があっ  
て、あと現場施設の見学といふふうな形で事業者の説明がございました。ただ、  
その中で課長ともう1人お見えになってましたけど、いろいろ所用があつて2人  
とも退席されたんですけど、その中で、いろいろ公害防止協定に絡むような現場  
の状況を見ながら質問が随分出てたんです。

一例を挙げますと、確かにオイルを収納する施設、保管する施設、積みかえす  
る施設、その周辺はコンクリート、アスファルトで整備されてるんですけど、大  
型のタンクローリーあるいはタンクローリーを駐車するスペースその他の区域に  
ついては、全く地道なんですね。排水計画を見ると、そういうところの雨水は全  
て排水を通じて、いろいろセンサーのついた油感知器のついたところで、そこを  
通って調整池に入るといふふうな内容になってるんですけど、いろいろそういう  
ことに詳しい役員の方々がいろいろ質問される中で、これでは地道に全部雨水は  
しみ込んで、将来その土壌を調査した場合に相当汚染されているんじゃないか、  
あくまでも基本的な協定の中では、雨水を溝に流し込んで、そこで検知してそ  
ういう対策をとるといふふうな内容であったのに、そういう基本的なものが守られ  
てはないんじゃないかといふような問題もあったわけです。

そういう場に町当局の人がたまたまちよつと所用でおられなかったの  
で、そういう重要なこつた意見の場を見過ごされたといふような経過もありました  
ので、今後こつた場にはやっぱり複数来ていただいて、1人は必ず残るよ  
うなそんな考えをお持ちなのかどうか、あるいは町執行部としての姿勢そのもの、  
どういふふうにお考えなのか。もう現地自治会に任せっきりなのか、そ  
ういふとこ

ろをちょっと質問したいと思います。

○議長（蔵口嘉寿男） 井口生活安全課長。

○生活安全課長（井口清幸） 古株克彦議員の再々質問に対しまして御回答申し上げます。

まず、15日の日につきましては、3集落の役員さんには大変お忙しい中、現地の説明会ということでありがとうございました。おっしゃるとおり、ちょっと説明会の場、それから現地につきましては、若干こちらの都合によりまして退席をしました。大変申しわけございませんでした。

その中でも、一応各3自治会さんのほうから、前回のいろんな要望事項も含めて改善がされてないという大変厳しい御意見もございましたし、それと現地の未舗装の関係、それから下流への排水の問題での御心配、先ほど申し上げましたように、やはりこれは事業者が責任を持って地域の方々に説明をするというのがやっぱり事業者の責任というようにまずは考えます。

しかしながら、町といたしましても、竜王町のほうで操業をいただく以上は、安心して地域の方々に喜んでいただけるような企業づくりということで行政としても指導してまいりたいというふうに思います。

町のほうもこの間、本社は千葉でございますが、岩手県、それから神奈川県、千葉等の各事業所のほうへいろんな照会をさせていただいております。それで環境条例との絡みもそうでございますが、条例で縛りをかけていないところもございますし、あるいは竜王町のように単独で公害防止協定というところは余りございません。というのは、条例があるところについては、そうした公害防止協定は締結してないということで、竜王町は条例がないために公害防止協定を結んでいないということで、先ほど申し上げましたように、公害防止協定、環境条例の必要性というものはそういうところにあるというふうに思っております。

今後におきましても、今申し上げましたように、やっぱり共栄共存ということで、地域とやはり企業さんと行政のほうとがやっぱりお互いに理解をしながら関係法令に基づいて事業を展開されますように、今後におきましても行政として指導してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（蔵口嘉寿男） 福山総務政策主監。

○総務政策主監（福山忠雄） 古株克彦議員の再々質問にお答えいたします。

現在竜王町におきましては、K社もこのような環境関係の事業所がございます。

この事業所等につきましては、地元の地区の皆さんと3カ月ごとに1回、年4回、地元情報交換会を開催させていただいております。このメンバーにつきましては、竜王町からも関係職員、課長あるいは担当、それからお隣の東近江市の担当者、それから関係自治会の役員さんということで出席する中で、それぞれその期間の中での起こった事象なり今日までの経過、それからこれからの対策と、いろんな問題につきましてもその場で協議あるいは十分でないものにつきましては次回に返答するというようなそういう場を持っております。

当然ながら、E社につきましても、そのような形での地元情報交換会を開催するという事も従前に話し合いはされておりますので、町の担当職員も出席する中で、できれば定期的に地元の皆さんの御協力を得る中で今後も開催させていただきたいと思っておりますので、またひとつよろしくお願いいたしたいと思っております。

以上、私より地元の説明会なり情報交換会についての町の取り組みの姿勢につきまして御回答させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 古株議員さんの質問に追加してお答えをさせていただきます。

E社に関しましては、当初、廃棄物を扱う業者ではない、有価の商品を流通させていただくその拠点が例の場所であるということですとございまして。そのときに住民さんへの説明会を何回か持っておられるわけでありましてけれども、同内容のことが松が丘の皆さんあるいは周辺の皆さんのところへ説明されています。このことが一番の基本ではないかなというぐあいに思います。

有価を扱う業者である、流通させる業者であるということのもとに、公害防止協定を結ばせていただいたというのが今までの経緯であります。

ところが、実際扱っておられる商品は油類ということでもありますので、この中身はやはりもっと内容の濃い、その廃棄物に近いところまでの数字的なことを含めてのものが必要ではなかったかというのが今の私の思いでありますけれども、それに行くまでに、やはり基本はそういう業者ではないということが基本ではないかなというぐあいに思います。

課長がお答えいたしましたように、今後にありましては話し合いを進めていく中、当初の我々に説明されたそのスタンスはどうなってるんですかと、どういうことだったんですかということとは厳しく追及できるところではないかなというぐあいに私もわきまえております。

以上、追加しての回答とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 10番、西村公作議員。

○10番（西村公作） 平成25年第2回定例会一般質問。10番、西村公作。

竜王町の都市計画について質問をいたします。

竜王町の都市計画は昭和48年に都市計画区域区分（線引き）が行われました。その後、昭和49年にダイハツ工業工場開設や昭和56年には名神竜王インターの供用開始がありました。この時代の都市計画は、当町が緑と文化のまちと標榜しているので一応の理解はできますが、都市計画を考える上で重要な要素である用途地域の設定が工業専用地域だけで、その他の土地は全てが市街化調整区域という極端なものでした。

その後、何度かの都市計画の見直しが行われ、現在の都市計画では工業専用地域は山之上と鏡工業団地、商業地域は竜王インター周辺のアウトレットモールとなっています。住宅地は松陽台、美松台と松が丘、さくら団地があり、その他は既存集落です。

そこで以下の質問をします。

一つ、私が思うには、町民本位のまちづくりを考えると住居地域や商業地域などを交えた都市計画になると思うが、そうっていないのはなぜか。

一つ、町長は第五次竜王町総合計画で人口1万4,000人構想を発表されていますが、今の都市計画でその計画が実現できるかを伺います。

○議長（蔵口嘉寿男） 竹内建設計画課長。

○建設計画課長（竹内 修） 西村公作議員の「竜王町の都市計画について」の御質問にお答えします。

都市計画法では、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的に、農林漁業との健全な調和を図り、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、このために適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを都市計画の基本理念として定めています。

この基本理念にのっとり、滋賀県では、滋賀県都市計画区域マスタープランにより一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域として、現在12の都市計画区域を指定し、竜王町の区域は近江八幡八日市都市計画区域に指定されております。

また、竜王町では、都市計画に関する基本的な方針を竜王町都市計画マスタープランにおいて定めております。この竜王町都市計画マスタープランについては、

本年3月に改定いたしました。このマスタープランに当たっては、第五次竜王町総合計画をもとに、町全体の将来像や土地利用、都市計画施設整備のあり方などを明確にし、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、10年後を目標年次とした都市計画の基本的な方針を掲げた計画となっております。

1点目の町民本位のまちづくりを考えると住居地域や商業地域などを交えた都市計画が求められるとの質問ですが、住居地域や商業地域につきましては、開発許可制度の有効活用による集落環境の維持、充実に努めるエリアや地区計画制度の活用による良好な住環境エリア等、土地利用の方針と構想を掲げて住民、事業者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、健全な都市計画の発展に努力してまいります。

2点目の第五次竜王町総合計画で人口1万4,000人構想についてのお尋ねですが、マスタープランでは、土地利用構造図の中で山之上地先、総合庁舎周辺、国道8号周辺において新規の住宅団地を指定しており、地区計画制度の活用により計画的なまちづくりを進めてまいります。

一方、既存の集落地や住宅開発地では、開発許可制度の特例措置（都市計画法第34条第11号・第12号等）により一戸建て住宅の建設が可能となる場合があります。これらの実現に向けたまちづくりの方針としては現行のマスタープランに位置づけておりますが、都市計画の実現に向けては、地域を初め、住民の皆様方と協働し推進することが重要であると考えておりますので、議員におかれましても御支援いただきますようお願いいたします。西村議員への回答といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 西村公作議員の「竜王町の都市計画について」の御質問にお答えいたします。

第五次竜王町総合計画では、このところ年々続いている人口減に歯どめをかけ、1万4,000人を目指すことが柱となっております。

私は常に申し上げているのですが、第1番目に、全町民がひとしく人口減の実態に危機感を持っていただくことでもあります。第2番目には、第五次竜王町総合計画の1万4,000人の数字をしっかりと共有していただいて、1万4,000人を目指すためにどうするのかの議論を願いたいと思っております。そのための都市計画であり、これから定めてまいらねばならない地区計画であります。

地元の皆さんの総意、また竜王町としての総意で定める根拠が総合計画に示す

1万4,000人の数字からのものでありますので、達成するに都市計画、地区計画は欠かせられないということになるわけでございます。着実に進めてまいりますこと、このことで1万4,000人は可能だというぐあいに私は判断いたしております。また、立てた目標でありますから、町民の皆さんの協力、御理解そしていろんなまた御意見をいただきながら、この目標にやっぱり向かいたいという思いでいるところでございます。すなわち、総合計画で示すまちづくりの最上位が1万4,000人の人口を達成するということではなかろうかというぐあいに認識をいたしております。

この夏には町内約700人、もしくはこれ以上になろうかと思っておりますけれども、新しく雇用が生まれてまいります。こういった竜王町は非常に活性化に向かえる動きでありますので、こういったチャンスがやっぱり生かせないといけないのではないかなというぐあいに考えているところでございます。議員様にも以後引き続きまして、また御指導賜りますようお願い申し上げます、私からの回答とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 10番、西村公作議員。

**○10番（西村公作）** それでは、町長また竹内建設計画課長から回答いただきましたが、私のほうからの再質問をさせていただきます。

私も都市計画の審議会の委員をしているので、当町が都市計画見直しは何回かこれまでもございました。昭和では57年2月、また58年3月にもありました。しかしながら、いずれも今までと同じように大きく見直されるようなことはありませんでした。

しかしながら、平成になってから平成11年では小口地先での見直しがされ、その後は平成21年2月には薬師地区のインター周辺の商業地域への編入があり、その後は平成23年5月、今現在岡屋で進められております工業団地のための編入がありました。

しかしその間も、いずれもこれは住居地域というものの設定がされませんでした。私は地元の集会や町内の会議などで、よく若者定住をしてほしいという話を聞くわけでございますし、私もまことにそのとおりに思っておりますが、竜王は今考えると、やっぱり地区計画以外に農家住宅以外は住宅を建設するということは大変難しいというように私も感じております。当町は今後、岡屋工業団地の予算もたくさん予算もつきまして、これから工場誘致を皆と一緒に図っていくわけでございますが、その工業団地の方たちについても、当然企業が来たら住宅が

要るということは、これはもう自明の理であります。それをまだなおかつ地区計画でされるとかなんとかされるというようなお話を聞きますので、少しそのようなことを言わないで、私はフレンドタウンのところに隣接する土地に住居地域を一部変更していただいて計画してほしい、またその実現の可能性はないのかということをお聞きいたします。

また、鏡と山之上の工業団地の隣、あれは多分連担ですので開発許可も要らなくできると思いますので、そこらの実現の可能性についてもよろしく願いいたします。質問をいたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 竹内建設計画課長。

○建設計画課長（竹内 修） 再質問に対する回答を述べさせていただきます。

現在の竜王町の都市計画ですが、先ほども申し上げましたが、近江八幡八日市のエリアの中で今の人口フレームの中で対応しておりますので、新しい住宅地域を入れるのは大変難しい状況であります。そういったことから、今回山之上、庁舎周辺、鏡周辺において地区計画をもって進めていくということで、今回マスタープランでも示しているところがございます。これについては向こう10年の中で計画的に進めていく予定でございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 10番、西村公作議員。

○10番（西村公作） ただいまは建設計画課長から大変その方向はなかなか難しいというようなお話をいただきました。

しかしながら、もちろん私も八日市近江八幡都市計画の中に竜王町が入っているということも知っておりますし、そのことをあえて知っておって、なおかつ町長が目指しておられる人口1万4,000人構想に持っていくには、どうしてもやはりフレンドタウンなり鏡のところ、また山之上のところに住居地域を用途地域で定めていただいて、その人口フレームに持っていく努力を町もしていただきたいと考えておりますが、そうはならないのでしょうか、その点について再度質問させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 西村議員からの再々質問の中で、現在行政、企業立地部門並びに定住対策部門として取り組んでいる点につきまして御報告をさせていただきます。

山之上地先につきましては、ダイハツ周辺の土地に農振白地の土地がございま



す。こういったことから、住宅開発の可能性の高い土地というようなことで、地元さらには企業様、また関連機関と具体的な調整に入らせていただいて、その研究を精力的に進めているところでございます。また、庁舎周辺につきましては、立地的には申し分のないところだというような形で考えておるところでございますが、農業振興地域の中での法的なことの制限がございまして、こういったことから、さらに具体的に農業に寄与する形での住宅整備の可能性につきまして、滋賀県等と具体的な協議、相談に参っているというのが現状のところでございます。

そういったところから、目標人口1万4,000人に向けまして、特に地区計画の手法の中で進めさせてもらう2地区につきまして現在具体的な動きをさせていただいておりますので、その報告を申し上げたいと思います。

以上、再々質問についての回答とさせていただきます。

鏡地先の地区計画の予定地、鏡工業団地の周辺地区については、現在調査研究中というようなことで、具体的な取り組みには至っておりませんので、報告を申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** これをもって一般質問を終結いたします。

この際申し上げます。ここで午後3時まで暫時休憩いたします。その間、全員協議会を開きますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 3時00分

**○議長（蔵口嘉寿男）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま竹山町長からお手元に配付のとおり議第51号、竜王町職員の給与の特例に関する条例が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（蔵口嘉寿男）** 御異議なしと認めます。よって、議第51号、竜王町職員の給与の特例に関する条例を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議第51号 竜王町職員の給与の特例に関する条例

○議長（蔵口嘉寿男） 追加日程第1 議第51号、竜王町職員の給与の特例に関

する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま上程いただきました議第51号につきまして提案理由を申し上げます。

議第51号、竜王町職員の給与の特例に関する条例につきましては、平成25年1月24日に「公務員の給与改定に関する取扱いについて」が閣議決定されたことを受け、同年1月28日に総務大臣より「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」の通知がなされました。この中で、各地方公共団体においては、これまでも自主的な給与削減措置や定数削減などの行財政改革の取り組みが進められてきたところであるが、一方で、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが近々の課題となっていることから、平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与削減支給措置を踏まえ、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請がなされました。

つきましては、本町におきましても国から示された「地方公共団体における給与減額支給措置の基本的な考え方について」を踏まえ、平成24年4月1日現在を基準として、ラスパイレズ指数が100となるよう、職員の給料について平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、削減することとあわせて、同期間において、町長、副町長及び教育長の給料月額をそれぞれ10%削減するための条例を制定するものでございます。

以上、議第51号の1議案につきまして提案理由を申し上げましたので、よろしく御審議を賜り御承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番、貴多正幸議員。

○7番（貴多正幸） 議第51号について何点か質問をしたいと思います。

竜王町の職員の給与の特例に関する条例ということで、これを認めた場合、一体幾らぐらいの影響額が出てくるのかということをお聞きしたいと思います。

2点目に、この影響額幾らになるのかはわかりませんが、それをどのように使われるのか。うちは不交付団体ですので、もう今予算で職員さんの給与は決まっています。それを減額するということであるならば、残るといふか余ると

いいですか、そういった形になるんですよね。交付団体ですと、その交付される額からその影響額を減額して交付されると思うんですけども、その辺について使い道についてどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

3点目に、行政職給料表6級で55歳以上等の職員にあつては100分の1.5に相当する額を給料月額から減じた額から第1項及び第2項に定める額を減給して支給する。いわゆる1.5を引かれているのにまた100分の8引かれるということは、足すと9.5%減額されるというふうに私は思うんですが、特別職の3名の方は100分の10ということで10%ということで、差し引きすると0.5%の差しかないんですが、この金額は妥当であるのかどうか。もし妥当であるならば、その理由を御説明いただきたいと思います。

以上3点ほどよろしく願いいたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 奥総務課長。

○総務課長（奥 浩市） ただいま貴多議員から御質問いただきました3点の事項について回答申し上げたいと思います。

影響額につきましては、約2,000万円強になろうかと存じます。また、この削減した額の今後の用途につきましては、今般補正予算は行っておりません。9月補正で予算を計上していきたいなど、かように考えるところでございますが、用途につきましては、本来交付税の考え方の中で、防災・減災また地域の元気づくりという項目で、交付税の人件費削減分についてはそれで復元していくという国の考え方もございますし、そのことも参酌しながら、一方では職員の給与を削減するものでございますので、職場、職員の職場の環境改善とかそうした用途もやっぱり考えていくべきことではないかなと考えます。

なお、この用途につきましては、やはり現に給与を削減される職員の代表の方々と相談しながら慎重に対応してまいりたいなど、かように考えるところです。

また、先ほど議員のほうから申されましたように、55歳以上の6級の職員については、既に平成22年の人勧で1.5%の削減が実施されておまして、それにプラス今回8%ということの削減でございますので、議員申されましたように9.5という数字になりますが、この額については特別職10%と余り差がないんじゃないかと申されたわけでございます。

給与の本俸のもともとの額の違いもございますし、職員のほうは管理職手当等も別途手当てされておりますので、今回の部分については管理職手当は削減もいたしませんので、そういう部分での差については、特別職と職員の本俸の差によ

る実額としての額の差はあろうかと思しますので、その削減ということに考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（蔵口嘉寿男） 川部副町長。

○副町長（川部治夫） ただいまの貴多議員さんから御質問の中で、特に今回職員の給与の減額に伴います条例の改正をさせていただいた中で、今総務課長も答弁をさせていただきましたけれど、特に今回この改正に向けましては、先ほども町長のほうから提案理由を申し上げましたけれど、国のいわゆるさきの東日本大震災の経過を受けての財源を捻出していこうということでもあるわけでございますけど、その中で特に今回先ほど提案理由も申し上げましたけれど、特に一般職についてラスパイレスの国の基準にということになっておるといふそういう考え方がございますけど、それが特別職については具体的な削減については各団体の判断やと、議員さんについても、実はこれは各議会で判断をしてくださいという形が示されております。

そうした意味で、我々特別職につきましては、やはり職員が今回こうした形で減額するということについては、やはり特別職もやっぱりみずからこのことについては、やはり同じような形でやっぱり我々もしていかなあかんという思いで、これはもう率先して私のほうから先に一番に特別職は10%ということで、職員の給与の削減以上に、やっぱり特別職は先に甘んじてはいかんということで、先に私のほうから提案させてもらったという経過がございます。

そうした意味で、額について今総務課長が申し上げましたけれど、一応1割ということで、これは私はよその町村もそういうことは判断をしてなかったんですけど、きょう東近江市のを見せていただいていますと、東近江市も最悪10%ということはきょう報知新聞の中に載っておりますけど、そういう形で決して根拠というのはございません。もう私の一存で1割ということを決断させていただきました。

以上でございます。

○議長（蔵口嘉寿男） 7番、貴多正幸議員。

○7番（貴多正幸） 今お答えいただきまして、副町長の一存で特別職の方については1割という御回答だったんですけども、それやったらそれで、やはり6級で55歳以上等の職員さんの8%ですか、100分の8は、どうしても後から考えはったのかもわかりませんが、もう少しお考えがなかったのかなという

ふうにならうと僕は残念に思うんですけどね。

それと今、副町長も申されましたラスパイレス指数ですけども、あくまでもこれはある一定の方向から見た指数なので、ラスパイレス指数が高いから給与が高いというふうには僕は余り思わない。むしろそればかりに固執すると危険な数値かなというふうにも私は考えるんですが、その辺も含めてどのように思っておられるのか、御回答願いたいと思います。

○議長（蔵口嘉寿男） 川部副町長。

○副町長（川部治夫） 貴多議員さんの再質問にお答えをさせていただきたいと思っています。

特に特別職と一般職との違いが差が少ないではないかというお話がございましたけれど、一つは切りというものがございまして、特別職の場合、何点何%というような削減というのはありませんので、そういう意味ではもう1割という形でさせていただきましたので、それは御理解いただきたいと思います。

ラスパイレスに関しましては、決して私どもはラスパイレスの基準はございませんけど、やはり今日の感情、住民さんを含めて国民感情から見ますと、やはりこのラスパイレスをもって基準といいますか、そういうものが比較をされるということがこれは周知の事実でございますので、特に今回、我々この一般職の削減をする背景の中には、一つはやっぱりさきのいろんな皆さん方に住民皆さんに不安なり信頼の失墜をさせたということもございまして、そういう意味では今回このことは避けて通れない、これはもう住民さんにとってやっぱりこれは理解してもらえないやろうという判断のもとで、今回については特に今後我々ラスパイレスというのは国のほうで今度またいろんな形で報道もされるかと思いますが、そのときになってやっぱり町民の皆さんから国よりこのラスが高い、特に106.8というのは、私どもとしてはやっぱり住民の皆さんから理解をされないであろうということを感じるところでございます。そういう意味で、今回こういう形で削減をさせていただいたもので、御理解いただきたいと思います。

先ほどちょっと議長さんのほうから一般職の関係で8%というお話がございまして、先ほど申し上げましたけど、確かに差は余りありませんけど、一応切りという形で特別職の場合はさせていただいたということでございます。基準はあってありませんので特別職の場合は。ただ一般職の場合はラスパイレスという基準で100にという形で根拠で数字を出しておりますけど、特別職の場合はそういうのはございませんので、そういう意味で一応一般職よりちょっと削減率を高

い率で、一つの10%という形で切りでさせてもらったということです。

申しわけございません。8%はきついというお話でございましたけど、これにつきましては、実は今回この削減に関しましては職員組合との話をさせていただきました。本来ですと、これ一律でさせてもらったらいいわけですけど、特に職員組合のほうから、やはり若い若年層の給料をできるだけやっぱりモチベーションを下げんように、若い子の給料はできるだけ削減幅を少なくしてくれというこういう要望等がございました。そうしたことから、級別で若い人はできるだけ削減を少なく、そのかわり、やはり管理職に近いところについては削減幅を上げるということになった結果そういう形になりましたので、一律に8ではございませんので、特に若い人については削減幅を少なくさせてもらう、そのことによってちょっと上位の級については削減率が高くなったということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（蔵口嘉寿男） ほかに質疑ありませんか。

4番、岡山富男議員。

○4番（岡山富男） 議第51号、竜王町職員の給与の特例に関する条例で、先ほど奥課長のほうから職員組合さんとの話し合い、今後させていただくという形で言われたんですが、やはりこれを条例として定めるのであれば職員さんとの今までも話し合いというのは先にすることではないのかなと思うんですけど、そこら辺はされてたのか、もう一度確認したいと思います。

○議長（蔵口嘉寿男） 奥総務課長。

○総務課長（奥 浩市） ただいまの岡山議員の職員組合への説明の有無についての御質問ですが、今回追加議案で上程をさせていただく前に何度か組合のほうにも説明をさせていただきました。組合としてもその内容については受けていくということで返答いただきました。ただ、その配慮という部分で先ほど副町長が申しましたように、若年層への削減の軽減を図ってほしいという趣旨がございましたので、そのことも踏まえて今回条例ということで上程をさせていただいておりますので、先に組合のほうとは話はもう決着しているということでございます。

以上です。

○議長（蔵口嘉寿男） 4番、岡山富男議員。

○4番（岡山富男） では、その中で特に職員さんのやる気とかそういうところから、実際に低減しないのかとか、そこら辺はやっぱり考えた中での比率になったのかどうかですね。副町長は組合からの意向でこれぐらいやったら大丈夫やろ

うということと考えたと、100分の3というのを考えたと思うんですけども、本当にこれがいいのかどうか、本当にここまで突っ込んだ状態で組合との話し合いをされてこの数値をされたのかどうか。というのも、これは僕はやはり職員さんのやっぱりやる気が出てこないん違うかなと。まずは私が思うのは、民間でもやっぱり社長とか管理職等がまずは減額して、その後、2段階目で一般職が減額するというのが、これはもう町長もよう知ってはると思うんですけど、そういう形になると思うんです。これをいきなり国からやれということで一気にやってしまうということは、町としてももう少し考えるべきじゃないのかなと、2段階方式にしてもいいん違うかなと私そういうふうに思うんですけど、そこら辺どうでしょうか。

○議長（蔵口嘉寿男） 川部副町長。

○副町長（川部治夫） ただいまの岡山議員さんから再質問をいただいておりますけれども、今回につきましては、特別職から先にせいというお話でございますけど、やはり基本は一般職の給与の削減ということが国からの指示の中にありました関係で、やっぱりそこをまず進めるということで、ただこの間、職員組合との話につきましては、総務課を含めて何回か事前に話をしてもうてますし、私も御一緒させてもらう中で、特に先ほど申し上げましたけど、特に組合の意向を聞かせてもらって、やはり段階的にということで、これも皆さんとの話の中で了解いただきました。

特に組合のほうからモチベーションの関係では、やはりこの削減した財源をやっぱり職員のモチベーションが落ちんような形で財源を有効に使ってほしいということがございましたので、これについては今回補正はさせていただきますけど、9月に議会のほうにお願いしたいと思っておりますけど、まずは組合との話の中で、この使い道についてはやはり職員さんの意向も踏まえながら検討させてもらうということで約束をさせていただいておりますので、そういうことでひとつ御理解をいただきたいと思えます。

○議長（蔵口嘉寿男） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論及び採決は第4日の本会議にて行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（蔵口嘉寿男） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。  
大変御苦勞さまでございました。

散会 午後 3 時 2 1 分